

令和 5 年 第 7 回 定例会

# 横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 12 月 7 日 開会

令和 5 年 12 月 8 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和5年  
第7回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 ..... 1  
応招・不応招議員 ..... 2

12月7日(木) ○開 会 ..... 5  
○開 議 ..... 5  
○町長あいさつ ..... 5  
○議事日程の報告 ..... 8  
○会議録署名議員の指名 ..... 8  
○会期の決定 ..... 8  
○諸般の報告 ..... 9  
○発言の訂正 ..... 14  
○一般質問 ..... 14  
    5 番 黒 澤 克 久 議員 ..... 14  
    6 番 宮 原 みさ子 議員 ..... 23  
    10 番 関 根 修 議員 ..... 30  
    2 番 関 貴 志 議員 ..... 42  
    4 番 向 井 芳 文 議員 ..... 44  
○散 会 ..... 54



12月8日(金) ○開 議 ..... 57  
○議事日程の報告 ..... 57  
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 57  
    ・ 議案第46号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する  
      条例  
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 58  
    ・ 議案第47号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 59  
    ・ 議案第48号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
      の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
      条例

○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
・議案第49号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
・議案第50号 横瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
・議案第51号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)	
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
・議案第52号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
・議案第53号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
・議案第54号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
・議案第55号 工事請負変更契約の締結について	
○日程の追加	7 3
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
・発議第2号 横瀬町議会改革特別委員会の設置について	
○日程の追加	7 5
○横瀬町議会改革特別委員会委員の選任	7 5
○横瀬町議会改革特別委員会正副委員長の互選	7 6
○閉会中の継続審査の申出	7 7
○閉 会	7 7

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第73号

令和5年第7回横瀬町議会定例会を、令和5年12月7日横瀬町役場に招集する。

令和5年11月30日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

## 令和5年第7回横瀬町議会定例会 第1日

令和5年12月7日(木曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 黒 澤 克 久 議員

6 番 宮 原 みさ子 議員

10 番 関 根 修 議員

2 番 関 貴 志 議員

4 番 向 井 芳 文 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長		
設	樂	政	夫	教	育	長	小	泉	照	雄	総	務	課	長
大	畑	忠	雄	ま	ち	経	工	藤	学	税	務	会	計	兼
				課	長	管				理	者	課	長	者
平	沼	宏	一	町	民	課	平	沼	朋	子	福	祉	介	護
				長							課	長		長
守	屋	則	子	健	育	康	町	田	勝	一	振	興	課	長
				子	課	長								
小	泉	達	美	建	設	課	町	田	一	生	教	育	次	長
逸	見	和	秀	教	育	担	大	沢	賢	治	代	表		
				長	課	長					監	査	委	員

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	局	長	渡	辺		岬	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

令和5年第7回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。  
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○新井鼓次郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○新井鼓次郎議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言あいさつを申し上げます。

早いもので令和5年度も師走に入り、何かと慌ただしさを感じられるようになってまいりました。秩父の冬の風物詩、秩父夜祭も終わり、寒さが厳しくなるこの時期、議員各位にはお体に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行した一方で、この秋口からインフルエンザなどの流行もあり、感染症対策には引き続き留意が必要な状況にはありますが、本年度事業はおおむね順調に進んできているところです。

それでは、各事業などの進捗状況の一部について報告をさせていただきます。初めに、暮らし応援地域券についてです。3年にわたる新型コロナウイルス感染拡大及びそれに続く物価高騰等により社会生活に大きな影響を受けている町民の皆様の生活支援と地域経済の活性化を目的として、全町民1人当たり5,000円の地域振興券を9月1日より配布しました。町民の皆様にご活用いただくことで家計の負担を軽減しつつ、町内事業者の皆さんの支援にもつなげていければと考えております。有効期限は来年2月末までですので、住民生活と地域経済が元気になるよう有効に利用していただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊についてです。10月1日に高田映さんが、12月1日に金澤一成さんが新たな隊員として着任をいたしました。高田さんは埼玉県蕨市の出身の28歳です。もともとジビエ料理が好きで、町の有害鳥獣による現状を知り、少しでも町に貢献したいとの思いから応募をしていただきました。高田

さんには捕獲された鹿やイノシシなどをジビエ料理へ有効活用するなどの取組を通じて、鳥獣被害対策や地域活性化に貢献していただくことを期待しています。金澤さんは、愛知県名古屋市出身の31歳です。チャレンジを応援する町の当町にひかれ、自身が経験されてきた農業、宿泊業、飲食業などの経験を生かし、町を活性化させたいとの思いから、小さなお子さんを含むご家族で移住をしていただきました。金澤さんには地域商社ENg aWAのメンバーとして農業支援や地場産品を使った新商品開発や場づくりに取り組んでいただいています。にぎわいづくりや人の輪づくりなど金澤さんの今後の活躍に期待をしています。

次に、4年ぶりに開催された町内イベントについてです。まず敬老会です。敬老会の開催方法についてどのような敬老会が高齢者に喜んでいただけるのか、どのような敬老会が横瀬町にふさわしいのか議論を重ね、本年は9月15日、民生児童委員等の皆様のご協力をいただき、町民会館で75歳以上の町民の方約260名の方に参加をいただき開催をいたしました。参加された皆さんからはおおむねご好評をいただき、日本舞踊やものまね芸人の多彩な芸の笑いに包まれ、楽しいひとときを過ごしていただいたものと思います。来年度も内容等をよく検討しながら、高齢者の方が楽しんでいただける敬老会となるよう実施してまいります。

次に、9月17日に開催した彼岸花まつりです。夏の猛暑で花の開花が遅れている状況ではありましたが、約800名もの多くの方にお越しをいただきました。当日は寺坂棚田保存会や関係団体の皆様による赤飯やおそばなどの飲食の提供、地元農産物の販売やオカリナや二胡等によるコンサートを行い来場者をお迎えしました。来場いただいた皆さんには、県内最大級の棚田で黄金に輝く稲穂に囲まれ、里山の風景を感じながら初秋のひとときを楽しんでいただいたものと思います。

次に、10月8日に開催した町民体育祭です。当日は天候にも恵まれ、多くの町民の皆様にご参加をいただき、盛大に開催することができました。町民グラウンド開設から50周年目を迎え、今年で村の時代から通算で73回目となる町民体育祭は、歴史のある町の一大イベントであります。4年ぶりの開催に向けてスポーツ協会、地区体育部の皆さんを中心に早い段階から地区対抗種目などプログラム内容を議論していただき、全世代が参加できるすばらしい大会となったと思います。体育祭は、各地区を基礎とした町のコミュニティの活性化、人の輪づくりなどにつながるとても意義あるイベントと考えております。今後も引き続き開催してまいりたいと考えております。

次に、10月29日に開催したよこぜまつりです。好天に恵まれ、各地区のコミュニティ団体や各種団体等に協力いただき、4年ぶりに盛大に開催ができました。ふるさとの味コーナー、野外ステージでの秩父屋台囃やダンス、郷土芸能、戦隊ショーなど従来どおりの催しを行い、町民会館で開催した健康まつりと合わせて延べ約6,000名の皆様にご来場をいただきました。町内外から大勢のお客様にお越しいただき、秋晴れの下、楽しいひとときを過ごしていただいたものと思います。人が集う場づくりのイベントとして今後も工夫しながら継続していきたいと考えております。

次に、よこらぼについてです。2016年9月末の立ち上げから7年間で累計234件の提案をいただき、本年10月の審査まで累計141件の採択をしています。次のステップアップに向けて3月までの半年間、一旦新規案件の受付を休止しているよこらぼですが、既に採択しているプロジェクトは、引き続き活発に動いています。その中の一部進捗をご報告いたします。

まず、採択ナンバー135、THINNEY株式会社さんから提案されたお金の勉強を通じて子供たちが

夢を見つけ、かなえられる未来へというプロジェクトです。参加を希望する小学生とその保護者を対象に金融教育、お金の授業を実施するものです。12月16日土曜日、A r e a 898の2階にあるA r e a 899で開催予定で、10家族限定で募集しましたところ、既に満席とのこと。子供たち、保護者皆さんの有意義な学びの機会になることを期待しています。

次に、採択ナンバー136、T r i m株式会社さんによるベビーケアルーム「屋外用m a m a r o（仮称）」の実証実験プロジェクトです。当町のA r e a 898にも設置しているベビーケアルーム「m a m a r o」の屋外版を約1年間無償で道の駅果樹公園あしがくぼに設置し、製品の耐久性や使用感の確認、需要の調査等を実施するものです。このモデルは、短期間での使用実績は既にありますが、おおむね1年間に及ぶ長期の実証実験を初めて、また道の駅での実証実験も初めてとのこと。来週14日頃の設置を予定しています。道の駅のお客様はもとより、氷柱のお客様などにもご利用いただけるものと期待をしています。

次に、採択ナンバー140、株式会社ココロミルさんによる自宅で受ける心臓ドックで、寝たきり予防プロジェクトです。手首につけるタイプの小型のウェアラブル心電計を無償で貸与し、最大24時間の計測をするという自宅でできる心電図検査の実証実験です。50代から70代の住民の皆さんを対象に、12月広報と同時に配布したチラシにより参加募集をしています。この実証実験は定員最大80名までですが、住民の皆さんの脳梗塞、脳卒中などのリスク軽減、予防、健康増進につながることを期待しています。引き続き横瀬町は住民皆さんの健康づくりをしっかりとサポートしていきたいと思えます。

最後に、採択ナンバー125、十文字学園女子大学児童教育学科による「おばあちゃんちのえんがわ」：子ども「つなぐ」プロジェクトです。教師を目指す大学生たちが横瀬小学校と島根県隠岐郡海士町にある福井小学校を結び、昨年度にオンラインで交流を実施しました。今年度もこの取組が継続をされ、横瀬小学校は4年生52名が参加し、福井小学校の4年生13名、3年生9名の計22名と10月の5日、11月2日と2回のオンライン交流を実施、本日12月7日に3回目の交流を実施する予定です。大学等他の地域と連携して実現したこの取組は大変有意義で、横瀬の子供たちが自分たちとは全く環境の異なる離島にある福井小の子供たちと交流することで大きな刺激を受けるものと期待をしています。

また、よこらぼは、11月10日、民間団体であるマニフェスト大賞実行委員会が主催する第18回マニフェスト大賞、コミュニケーション戦略賞において優秀賞を受賞しました。マニフェスト大賞は、地方自治体の議会、首長、市民等による地域の民主主義向上に資する優れた取組を募集し、表彰するもので、応募総数が3,000を超える我が国最大級の政策コンテストだそうです。よこらぼについては、町の未来を変えるためのチャレンジを応援する仕組みにより多様なチャレンジが実施され、地域の活性化に大きく寄与したことが評価をされました。「日本一チャレンジする町、日本一チャレンジを応援する町」が町の看板となり、チャレンジが積み重ねられたことで町の未来が変わり初めているということが対外的に評価をされていることを実感します。今後7年間のこれまでの経験、識見を評価検証し、より先進的で町民にとって有益なよこらぼになるよう次のステージへ向けて進化をさせてまいります。

次に、日本一歩きたくなる町プロジェクトについてです。初めに、地球5周チャレンジマーチです。このイベントは、10月1日から来年3月17日までの期間中、町民の皆さんが町内を歩いて距離を集計して地球5周分、20万キロを目指すものです。寒さで外出する機会が少なくなるこの時期、ウォーキングアワードで選出した8つのウォーキングコースを歩いていただくなど、健康増進を図りながらウォーキングをし

ていただき、町民の皆さんの協力で地球5周の目標達成を目指していきたいと思います。

次に、ウォーキングイベントとして定着している第14回里山まるマルシェを11月19日に開催をいたしました。西武鉄道のハイキングイベントと合同開催したこともあり、約950名の多くの方にご参加をいただきました。小春日和の秋空の下、秋色に染まる里山の風景を見ながら町内の札所などのスポットを巡りつつ、地元の人たちのおもてなしと手作り作品等を楽しんでいただきました。この日本一歩きたくなる町プロジェクトですが、このたび毎月継続して行っているウォーキング教室が埼玉県より健康長寿優秀市町村として表彰され、特別賞を受賞しました。今後も町民の皆さんの健康長寿、健康増進に向けて引き続き効果的なプロジェクトを実施してまいります。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げさせていただきました。引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業実施が円滑に進みますよう一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。条例の一部改正5件、補正予算4件、工事請負変更契約の締結1件であります。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町長の発言を終わります。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎会議録署名議員の指名

○新井鼓次郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

1 番 森 沢 望 美 議員

2 番 関 貴 志 議員

1 2 番 若 林 清 平 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎会期の決定

○新井鼓次郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

8番、内藤純夫委員長。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。

11月30日に議会運営委員会を開催し、議案等の提示を受け、委員5名で検討協議した結果、本定例会の会期は、12月7日、8日の2日間と決定いたしました。

円滑な議会をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○新井鼓次郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日7日から8日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



#### ◎諸般の報告

○新井鼓次郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和5年第6回定例会以降に受理をいたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第6回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書の規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和5年9月、10月及び11月実施分の例月出納検査結果報告並びに令和5年度定期監査等の結果報告が提出されております。

監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、例月出納検査並びに定期監査等の監査結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

初めに、例月出納検査の結果報告から説明させていただきます。内容につきましては、令和5年9月21日、10月20日及び11月21日に実施いたし、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和5年度一般会計と3つの特別会計及び公営企業会計の歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者から現金の出納状況を知るに必要な調書、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項については、検査の過程において触れておきましたので、省略いたします。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和5年10月31日現在の一般会計等に関わる現金の残高は4億2,651万6,942円であることを確認いたしました。

次に、定期監査等の結果についてご説明申し上げます。内容につきましては、令和5年11月30日に地方自治法第199条第4項、同条第2項及び同条第7項の規定により報告したものでございます。本年度の定期監査等は、役場庁舎内の各課、横瀬小学校及び児童館を対象に、また財政援助団体の監査につきましては、公益社団法人横瀬町シルバー人材センターを対象として、10月27日、30日、11月2日及び21日の4日間にわたり実施いたしました。

監査対象は、あらかじめ指定した事務を除き、令和4年10月から令和5年9月末までの各課所の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに財政援助団体の事務の執行等でございます。

監査の概要でございますが、財務に関する事務の執行及び事務事業の管理について、共通事項、個別事項として事項別に指定し、指定様式の提出、関係書類の提示を求め、下水道事業にあつては事業の進捗状況及び水質管理センターの管理運営状況について関係書類の提示を求め、各課長及び関係職員の説明を受け、質疑応答を行いました。

また、財政援助団体の監査につきましては、関係資料の提出、提示を基に関係職員から説明を受け、監査を実施したところでございます。ご多忙の中ご協力いただきました皆様には感謝申し上げます。

監査の結果について申し上げます。なお、詳細は結果報告を御覧いただくようお願いし、ここではその要旨を申し述べさせていただきます。本定期監査を実施したところ、各課所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については適正に執行されており、特に問題はないと認められました。

また、財政援助団体のシルバー人材センターにつきましても、関係帳簿を確認した結果、適切に処理されており、誤りのないものと認められました。

なお、定期監査等の結果については、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和5年11月30日に横瀬町役場掲示板において告示し、公表いたしましたので、申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**新井鼓次郎議長** 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○**若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長** 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報

告いたします。

開催日時は、令和5年11月22日午後2時より、横瀬町役場301会議室、出席者は委員6名、執行部11名、事務局2名でした。会議録署名委員に森沢望美委員、新井鼓次郎委員を指名いたしました。

審査事件等は、1、所管事務調査、町税の納付状況について、2、教育委員会報告、3、その他でございました。

審査経過・まとめ、1、所管事務調査、税務会計課長より町税の納付状況について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめ、当委員会として説明を受け質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

2、教育委員会報告、教育長より資料に基づき説明を受け質疑応答を行いました。まとめ、当委員会として説明を受けたということで、まとめといたしました。

3、その他、執行部から所管事項の報告、説明があり、当委員会としてはこれら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上報告といたします。

○**新井鼓次郎議長** 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○**黒澤克久産業建設常任委員会委員長** 議長より報告を求められましたので、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告します。

開催日時、令和5年11月22日午前10時より、横瀬町役場301会議室で行いました。出席者は、委員5名、議長、執行部5名、事務局2名であります。会議録署名委員に宮原みさ子委員、町田多委員をご指名いたしました。

初めに、富田町長よりあいさつをいただき、会議に入りました。

今回の審査事件等は、(1)、所管事務調査、よこぜまつりの開催結果並びに暮らし応援地域振興券の進捗状況について、(2)、その他であります。

審査経過・まとめ、よこぜまつりの開催結果並びに暮らし応援地域振興券の進捗状況について、資料に基づき振興課長より説明を受けました。質疑では、よこぜまつりの予算、補助金について、今後のアトラクション実施について、まつり会場の仮設トイレの設置状況について等がありました。

まとめ、当委員会として説明を受け質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

2、その他、執行部から12月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上を報告いたします。

○**新井鼓次郎議長** 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

6番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子広報常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子広報常任委員会委員長 議長のご指名をいただきましたので、広報常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和5年10月5日午後1時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名です。会議録署名委員に、森沢望美委員、黒澤克久委員をお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第140号の編集について、2、その他でございました。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第140号の編集について協議、検討を行いました。最終確認については、正副委員長に一任ということで決定いたしまして、10月12日に正副委員長による最終確認を行いました。

開催日時、令和5年12月1日午後3時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員5名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名。会議録署名委員といたしまして、町田多委員、向井芳文委員をお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより141号の編集について、2、その他でございませう。

審査経過・まとめといたしまして、議会だより141号の編集について協議、検討を行いました。

以上、報告といたします。

○新井鼓次郎議長 常任委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 議長よりご指名がありましたので、秩父広域市町村圏組合議会の概要を報告いたします。

まず、全員協議会が令和5年11月10日午前10時より開会いたしました。開催場所は、秩父クリーンセンター3階大会議室。出席者、議員15名、関係職員であります。議事は(1)、諸報告ということで、組合議員の選挙の結果、こちらにつきましては小鹿野町議会議員の選挙の結果、新しく今井敏夫委員、高根保生委員が就任をしております。(2)、令和5年第3回定例会管理者提出議案の概要、(3)、寄附採納、こちらにつきましては、新し尿処理施設に係る出入口の拡幅及び資材置場等で活用する土地の寄附採納でございました。(4)、消防本部報告事項、(5)、水道事業建設投資状況、(2)、議会運営に関してでございますが、(1)、新議員の議席指定・常任委員会の所属、こちらにつきましては、別紙の秩父広域市町村圏組合議会議員名簿を参照いただきまして、先ほど申し上げましたように、小鹿野町の今井敏夫議員が15番、そして総務委員会、同じく高根保生議員が16番議席で、厚生衛生に就任ということになりました。そして、その他でございました。

次に、定例会でございますが、令和5年第3回11月定例会は、令和5年11月17日午前10時より開会、開催場所は、秩父市役所本庁舎4階議場でございます。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員であります。

議事日程につきましては、日程第1、議席の指定、先ほど説明したとおりでございます。日程第2、会

議録署名議員の指名、こちらにつきましては、横瀬町議会議員の関根修議員、皆野町議会議員の新井達男議員と私の3名でございました。

会期の決定は、当日1日でありました。

日程第4、諸報告、日程第5、管理者提出議案の報告、日程第6、一般質問は4名で、秩父市選出の清野議員、小松穂波議員、木村隆彦議員、赤岩秀文議員でありました。

続いて、日程第7、議案第23号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定で、総員起立でありました。

日程第8、議案第24号 秩父広域市町村圏組合特別職報酬審議会条例は原案可決で、総員起立でありました。

日程第9、議案第25号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例は原案可決で、総員起立でありました。

日程第10、議案第26号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）は原案可決で、総員起立でありました。

日程第11、議案第27号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）は原案可決で、総員起立でありました。

日程第12、議案第28号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任については、秩父市野坂町2丁目7番23号の鈴木光一氏を選任することに同意し、総員起立でございました。

以上報告いたします。

なお、広域議会資料は控室に置いてありますので、御覧いただきたいと思います。内部詳細につきましては控室等で質問をいただきたいと思います。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

〔議長、副議長と交代〕

○向井芳文副議長 再開いたします。

議長に所用がございますので、代わって私が議長の職を務めさせていただきます。

---

◇

◎発言の訂正

○向井芳文副議長 まずここで、町長あいさつにおきまして訂正がございますので、これを許可いたします。  
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お時間を頂戴しまして失礼いたします。私の冒頭あいさつの中で1点訂正がございます。  
よこらぼの説明の中で、自宅で受ける心臓ドックで寝たきり予防プロジェクトなのですが、小型のウェアラブル心電計は、「手首につけるタイプ」と申し上げたのですが、手首ではなくて胸につけるタイプでございます。訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

---

◇

◎一般質問

○向井芳文副議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は5名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

初めに、5番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 議長より発言の許可をいただきましたので、これより5番、黒澤克久、一般質問を行います。

大分寒くなってまいりました。インフルエンザもはやっていたりとかいろいろありますが、今週末また気温の上昇が本日の天気予報でも言われていました。我々議員も体調管理をしながらこの2日間の議会にしっかり臨みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。今回の質問は、大項目3つであります。大項目1、被服の貸与規則、(1)、防災服、作業着について。今年の夏は、連日猛暑が続き、海水温も高く、台風が発達しやすい環境でした。幸いなことに関東秩父エリアには台風が接近することはありませんでした。台風被害や地震被害など起きたときには担当課は最前線での活動が余儀なくされます。あるいは災害対策本部が設置されるかもしれません。防災対策初動訓練や災害パトロールに出るときの服装、防災服、作業着についての現状、支給状況について確認いたします。

以上のことを踏まえ、要旨明細(1)、被服の貸与規則について質問いたします。

大項目の2番目です。町民グラウンド、(1)、人工芝の現状、今後について。10月にグラウンドゴルフをプレーする機会がありました。4年ぶりにじっくり歩いてみて、人工芝が傷んでいる部分が確認できました。人工芝グラウンドになり9年目だと思っておりますが、教育委員会の考えを確認いたします。

以上のことを踏まえまして、要旨明細（１）、人工芝の現状、今後について質問いたします。

大項目３、総合振興計画、（１）、マニフェスト重点20項目についてお伺いいたします。第6次横瀬町振興計画ですが、来春には後期に入ります。計画の方向性として目指すべき将来ビジョンを「日本一住みよい町、日本一誇れる町」、本計画の目標を「カラフルタウン」に定めております。7つを施策の柱とし、進めてきたところであります。昨年12月の後援会報では検証及び進捗状況、そして特に重きを置くマニフェスト重点20項目が記されておりました。総合振興計画マニフェスト重点20項目をどのように自己分析されているのか気になるところです。

以上のことを踏まえまして、要旨明細（１）、マニフェスト重点20項目について質問いたします。

以上を壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

○向井芳文副議長 質問１、被服の貸与規則に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 質問事項１について答弁いたします。

常勤職員への被服の貸与につきましては、横瀬町職員被服貸与規則により貸与しております。現在、他の市町村の状況などを考慮し、町では基本的に事務服等の貸与は行っておりませんが、地震、台風等による災害対応の際に着用する防災用としての作業服上下を職員へ新規採用した際に貸与しております。町では万一の災害に備え、毎年６月、近年の梅雨末期の長雨や台風に備えるため防災訓練を実施しておりますが、統一性を図る観点から全職員に貸与した作業服を着用し、実施することも考えられますが、この時期は湿度の高い夏の暑い時期でもあることから、職員には気候に合わせた作業をしやすい服装で対応してもらっております。

なお、令和３年度の訓練から埼玉県災害時着用ベストの県内統一化に基づき、当町でも指揮者は白色、避難所活動者は赤色といった役割ごとに色分けした５種類のビブス（ベスト）を着用し、組織の統一性を図っております。この色分けしたビブス（ベスト）の着用により、住民の方には災害対応職員であると認識してもらえものと考えております。災害時等に着用する服装につきましては、現状では現在の体制を維持したいと考えております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

５番、黒澤克久議員。

○５番 黒澤克久議員 ありがとうございます。今の課長の答弁だと入庁したときに１着は支給している。どうもいろんな職員さんの姿を見たときに、もう課の名前を言ってしまうんですけども、建設課と振興課に関しては、明らかに作業着が１着支給されただけでは、とてもではないけれども、業務内容を考えたら足りないとかもたないとか、そういう現状だろうなと思っています。なので、各自でそろえてくださいというのは、自己負担をどんどんして、必要な作業着は自分でどんどん買えと言っているということだと思うのですが、ある程度例えば外労働、外仕事が多い課に関しては、２年に１回ぐらい作業着のズボンだけとかでも、同じものを通年多分変えず、何年も変えずに使っているのだとしたら、支給するぐらいのことは考えてもいいのではないかなと私は思っています。なので、一つは、入庁したときに１

回だけの支給ではなくて、担当課に異動したときには、そういう本当に厳しい現状の、外が多い課と事務方の方だと、ほぼほぼスーツとか作業着を身につけることはないと思いますので、その辺を踏まえて2年に1回ぐらいの支給はどうかというのがまず1点。

それと、気候変動が大きくなって夏には確かに暑いので、作業着の春夏版というのか年間を通す冬版というのを、新たに採用するというのも一つの方法ではないかとは思いますが。なので、例えば新入職員さんが入ったときには春夏の制服、事務というか年間通して着れる作業着、それを支給するというぐらい変えてもいいのではないかなと私は思っています。なので、その辺に関してもう一点。

そして、建設課長と振興課長もいますので、実際に1着もらっただけで、その後かなりの着数を皆さんその課にいたら必要だと思うので、現状の感想を教えてください。それは、建設課長、振興課長、それぞれご回答ください。総務課長に関しては、新規の採用があるかどうか、2年に1度しっかりそういうことができる状況かどうか確認させてください。よろしくお願いします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

被服の貸与、作業服のご質問でございますけれども、以前は我々事務をする職員に対しても事務服、ブレザーが貸与されておりました。その代わりとして現場作業がある職員には作業服を貸与していた状況であります。いろいろな他市町村の状況等を勘案し事務服が貸与されなくなったことによりまして、作業着のほうも同時に貸与がなくなったという現状でございます。ただいま黒澤議員のご質問にありますように、2年に1回ぐらいは作業着を貸与してもいいのではないかというご質問でございますけれども、そうなる事務服のほうも、我々は事務方ですけれども、スーツも自前でやっておりますので、その辺のバランスをどう考えるかということになると思いますので、今後その辺までちょっと踏まえて検討してみたいと思いますけれども、現状はそういった状況でございます。

あとは、春夏と秋冬バージョンの作業服の件でございますけれども、現状では一応1年のオールシーズンの作業服ということを考えておりまして、寒いときには防寒着等自前のものを着ていただくというような対応をしていただければなと思っております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 振興課として答弁させていただきます。

ただいま作業着の件ということで、国の会計検査が1年に1回とかあるのですけれども、よその市町村については、みんな同じ作業着ということで来ているのですけれども、うちのほうはばらばらということで、よそとはちょっと変わるような対応というか、そういうところはあります。あと、本当に災害が起きたとかそういうときには、そろっていたほうがきれいなのではないかなとは、私の感想ですけれども。

以上になります。

○向井芳文副議長 建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 建設課としての答弁なのですが、特に作業着等は必要であると思っております。

1着頂いておりますけれども、替えとして1着欲しいところは本音でございますが、職員の皆さんに聞いてみないとこの辺もちょっと分かりませんので、私のほうではもう一着ぐらいという答弁でさせていただきます。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 それぞれご回答いただきました。本音が聞こえた部分もありますので、ちょっとこれは町長がどういうふうを考えているのか、改めて確認しなくてはいけないなと思いますので、町長に振るのですが、その前に、やっぱり制服がそろっているときの見た目のよさというのは必ずあって、いつも必ず全員がそろっていなさいというのは、僕は基本自分がそういうのが駄目なので、いつでも同じ制服を着ろということはないのですが、ただいつでもそろえることができる環境下にしておくというのは一つ必要ではないかなと思ったりもします。だから、事務方の方が過去にブレザーがという話も私も知っていますし、それこそ今度ブレザーを配布したときに、男性、女性のジェンダーレスの関係が出てきたりすると、またそこはややくしくなってくるので、今回あえて事務方のことには触れませんが、例えば事務方の方は座る仕事が多いので、パンツの支給をする。パンツルックで男女ともに共同でそろえるという方法であればいいのかと思ったりもしますが、今回はあえて防災服、作業着についてちょっと焦点を当てていますので、富田町長の防災服について所感等ありましたら教えてください。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから、では答弁させていただきます。

そうですね、本音も聞こえて、非常にライブ感があるなというふうに思いました。私たちのまずは公務員としてやるべきことは何か、必要なことは何か、まずそこからスタートで、やはり災害対応を適切に機能的にやるということだったり、あるいは作業をするその本人自身が安全にある程度ストレスなく作業できるウエアが必要ということなのかなというふうに思っています。それが不十分であるのだとすると改善はしないといけないかなというふうにも思います。とりわけ災害対応のことを考えると、多分いろんな要件が必要で、機能的であるということだったり動きやすいだったり、あとは町の人から見たときに認識されやすいというのももちろん大事です。それらを含めてちょっと一度庁舎内で検討はしてみたいと思います。今日の課長の答弁を聞くと、やはり今の状態で必要を十分満たされているかということ、必ずしもそうでもないかなという気も確かにいたします。なので、これは庁舎内でどうあるべきかというのは一度議論してみたいというふうに思っています。

○向井芳文副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に質問2、町民グラウンドに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは質問事項2、要旨明細（1）の人工芝の現状、今後について答弁をさせていただきます。

町民グラウンドの人工芝は、平成27年4月1日に竣工しており、議員のおっしゃるとおり9年目に入ったところでございます。事業概要につきましては、ロングパイルの人工芝Tイコール50ミリ、5センチです。総工費8,400万円、面積7,142平米、独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興くじ助成金の交付事業によりまして、約4,800万円の補助をいただき実施をいたしました。現状は、全体的に人工芝が薄くなってしまい、部分的に大分傷んでいる状況でございます。原因は、考えるに、施工に当たって不陸整正のみでアスファルト舗装等がない状態の上に人工芝を張ったため、経年劣化による雨水の浸透により路盤の部分が不陸となり、グラウンドが波打っている状況と認識をしております。昨年度から関係利用団体と協議しながら一部の人工芝の張り替え、ライン部分の補修等を行っております。

さて、今後についてでございますけれども、このまま修繕をしながら利用していくのか張り替えをするのか、10年が経過した段階では費用対効果、また地権者、それから利用団体の意見など様々な観点から判断をしていくことと考えております。担当課といたしましては、今できることといたしまして、10年経過による改修工事がある場合を想定しまして、撤去や新設などでどの部分が補助対象となるのか、どのぐらいの補助率なのか、またこの補助金におきましては、非常に応募が多いと聞いておりますので、当町のほうで新設した場合、採択される可能性があるかなどなど様々な内容を独立行政法人の日本スポーツ振興センターに直接確認をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。少しずつですが、教育委員会として実際に使われている方々と声をちゃんと拾っているということで、ある意味安心したし、今後につながっていくのかなと思いました。ただ、今はこの9年前よりも明らかにインフレが進んで物価高が非常に高まっていますので、その点を鑑みても、今現在教育委員会で全部張り替えたときの総工費的なものを、例えば数字的なものを持っているのだったら教えていただきたいのと、全ての選択肢をなくす必要はないので、実際にこの補助率というか補助がまた受けられるかどうかというのは、やるやらないの前にかなり調査をしておかないと、土壇場でやって補助は出ませんというのは格好がつかないので、その辺もしっかりとしていただきたいのですが、現状でもし数字が分かるようだったら教えてください。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 ただいまの質問に対してお答えいたします。

まず、施工費に関してなのですが、関係業者から参考見積りという形で現場を精査していただきまして見ている状態で、今現在の同じ人工芝を今の状態にただ単に張り替えただけでおおよそ総工費2億

円、これは先ほど申しましたように物価高のことを考慮して考えておりますが、マイクロプラスチックというのが、SDGsの対応仕様という形になりますので、そういったもろもろのことを含めて張り替えのみで2億円。先ほど言いましたように、不陸整正ですと路盤がやはり整正されていないのと同じ状態なので、そちらを含めてアスファルトを人工芝の下に敷いた場合、おおよそ3億円、その規模の見積りとなっております。先ほど言いましたマイクロプラスチック等が場外に出ないような形の施工方法となりますので、非常に高額ではあるのですが、このほかに考えますと、設計委託料や施工管理費等も加算されるというふうに考えております。

それから、補助の調査についてなのですが、先ほどもお話ししましたように、この判断をしていくのはやはり10年目に入った段階で必要になってくるということで、補助が10年前にいただくという形になると補助の返金が出てきますので、補助をいただくということになると10年を過ぎた後の施工という形になります。その前に、具体的に言いますと年が明けてから、今年度中には直接日本スポーツ振興センター、こちらのほうに出向いて具体的な内容で確認をしていけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。ちょっと金額が金額だけに、少し驚きました。恐らくt o t oの補助金という形でまたやるのがベストだとは思いますが、しかしながら、10年過ぎないと返金の問題も出てきてしまうということなので、t o t oもそうですが、逆にt o t o以外でも国とか県がこういうスポーツ振興に関わる補助金の枠が仮にあるのだとしたら、そういうものが対応できるかどうかという調査もしっかりしていただいて、利用者と住民が、この金額だったらという納得する補助率を何とか見つけていただいて、いろいろ考えていただきたいなと思います。最後、これは要望ですので、回答なしで結構です。

以上で2項目め、終了します。

○向井芳文副議長 次に、質問3、総合振興計画に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 質問3、総合振興計画の質問で、(1)がマニフェスト重点20項目ということで、どのように自己分析されているのかという質問ですので、こちらは私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

現在、横瀬町が進めている第6次横瀬町総合振興計画には7つの柱があります。1、「人づくり」、2、「健康づくり」、3、「安全安心づくり」、4、「産業づくり雇用づくり」、5、「賑わいづくり中心地づくり」、6、「景観環境づくり」、7、「人の輪づくり」という7つの柱があります。この7つの柱は、元をたどりますと今から5年前、2018年の私の後援会報で発表させていただいた7つの柱がベースになっています。マニフェスト、公約で掲げた計画骨子がほぼそのまま現在の町の総合振興計画の基になり、総合振興計画に落とし込めたということは、私としては大変よかったかなというふうに思っています。そして、4年たって、1年前に発表させていただいた重点20項目は、この総合振興計画の7つの柱に対応しています。そ

して、この総合振興計画の後期の策定に当たり、そのベースになればという思いで自分としてはつくっています。この20項目というのは、役場の文書として共有はされていませんので、私のほうで20項目、ちょっと長いのですが、読み上げをさせていただきます。

1、町なかに子供たちが安心して遊べる場所をつくります。2、切れ目ない子育て支援を進化させます。中学卒業巣立ち祝い金を創設します。3、横瀬の子供たちに多様な学びの場、多様な体験の機会を提供します。4、日本一相談しやすい役場を目指し、多様化する住民の皆さんの困り事に寄り添います。笑顔の対応、オープンアンドフレンドリーを徹底し、役場レイアウトも刷新します。5、高齢者、障がい者、働く世代、子供たちなど多種多様な住民のおのの幸せ（ウェルビーイング）を向上させる取組を実施します。6、日本一步きたくなる町を目指し、通学路や散歩道など人が安全に快適に歩ける道を整備し、町民の健康づくり、観光誘客、人の輪づくりにつなげていきます。7、防災力向上を図り、より安心して暮らせる町にします。8、国道道や町道の整備、橋梁長寿命化、下水道や合併浄化槽など社会資本の整備を進めます。9、広域連携は引き続き積極推進、加えて地域を超えた自治体連携なども積極推進します。10、よこらぼで培った官民連携、官民共創をさらに進化させ、事業誘致、企業誘致、起業、事業承継、雇用創出につなげます。11、道の駅果樹公園あしがくぼ地域商社ENg a WAを中心に経済循環づくりを進めます。12、人に優しいテクノロジーを積極活用して住民サービスの向上を図ります。13、中心地づくりをさらに進めます。ウォーターパーク・シラヤマの有効活用、兎沢町有地の有効活用検討も進めます。14、横瀬駅、芦ヶ久保駅周辺の活性化を図り、鉄道利用促進、来街者増加につなげます。15、耕作放棄地対策、農家の事業承継支援を進めます。16、空き家対策を進めます。地域の空洞化を防ぎ、美しく快適な住環境を整備します。17、人材育成、森林環境譲与税の活用を通じて山林の有効活用を促進します。18、省エネ住宅リフォームやエネルギー地産地消の促進により環境負荷の軽減と地域内経済循環づくりにつなげます。19、コロナ禍を経て困難状況にあるコミュニティの集い、伝統行事、伝統文化の承継などを支援するとともに、世代を超えた多様な交流の機会を創出します。最後の20、地域おこし協力隊地域活性化起業人集落支援員、企業版ふるさと納税等々の制度をフル活用してチャレンジする外部人材を呼び込み、町民との交流を促進し、まちづくりを加速化します。「日本一チャレンジする町、日本一チャレンジを応援する町」としての横瀬町をブランドにします。という20項目を掲げさせていただきました。

今回ご質問を頂戴しましたので、改めて20項目を自分なりにチェックをしてみたのですが、既に着手しているものもありますし、計画づくりに入っているものもありますし、検討を始めたというものまで様々な段階にありますけれども、全く未着手というのではないかというふうに思っています。発表させていただいてから1年としては、まずまずの進捗かなというふうに自己分析をさせていただいております。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 町長、ありがとうございます。私もこれを確認しながら大まかに見ていって、大体手がついているのだろうなという実感は持っています。しかしながら、ちょっとこの中で進捗が遅いというか、まだ弱いというか、そういうふう感じた部門が取りあえず2項目ありまして、一つが15番目になっている耕作放棄地の対策、農家の事業支援を進めますという項目です。これと、空き家対策を進めま

す。この2つが我々が日常生活でなかなか実感しづらいとか目に見えづらいとか、何となく農家さんの支援をしている的なぐらいで私の認識は止まってしまっているのですが、今後について、この農家の事業支援を含め耕作放棄地、今後ますます増えていくと予想がされているものなので、15番の耕作放棄地の対策について、それと自然とこの空き家の対策というのは、これも重点的にやらなければいけない問題かな。これは、多分秩父地域全域を見ても空き家の対策というのは、なかなか上手に利活用できているというのが少ないので、その辺について再度どのように考えているか質問いたします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 再質問にお答えいたします。

まず、1つ目が耕作放棄地対策に関してなのですが、横瀬町は、農家さんの数はそこそこですが、農業の生産額とか、あるいは農業としての経営面積というのは非常に小さい町です。という中で、これから農業を担っていただいた皆さんが高齢化を進んでいくという中で、耕作放棄地を何もしなければ増えていくという状況にあるというふうに認識しております。それに対して効果的な手を打っていきたい。耕作放棄地に関しては行政としての一つの大きな課題というふうに認識をしています。これは、幾つかやっぱり資源が必要です。まずはマンパワーです。特に高齢者が地縁、血縁というレベルで農地が引き継がれないのだとすると、それを請け負ってやってくれる人が必要になります。この町はそこはこれまで、例えば若林議員いらっしゃるけれども、田んぼの会だったり、あるいはそばの会が入って耕作放棄地で作物を作るということをやっていたりというのがあります。そこに関しては、今当町の状況で申し上げると、少し根が出てきたかなというふうに思っています。というのは、とりわけ地域おこし協力隊とそれから地域商社ENg aWAが機能し始めています。例えばで言うと、宇根にありましたお茶畑を当時の地域おこし協力隊が再生して、今でもお茶畑の耕作と紅茶を作っています。それから、今年度でいきますと芦ヶ久保のブドウ農家さんのブドウ畑を、これも何もしなければ耕作放棄地になったのですが、ENg aWAのチームが入ってブドウを収穫し、商品として出荷をしています。それから、昨年未だに芦ヶ久保の樹液組合、こちらのほうからやはりメープルの採取をENg aWAのチームが引き継いでメープルを採取しています。若い人たちが入ってくれたことで幾つかできることの範囲が広がってきたというふうに思っています。これが一つと、それから農家さんとのところでいきますと、売場の機能を持っている道の駅とENg aWAも含めて連携していくことが非常に重要かというふうに思っています。道の駅のほうでは、農家さんに対しての状況の説明ですとか意見を聞く機会ですとか、あるいは道の駅の状況を説明する機会はずっとあって、コミュニケーションがより濃く、深くなっているかなというふうに思っています。ということなので、従前よりはできること、できる範囲は広がってきたかなというふうに思っていて、さはさりながら厳しいこの状況があって、ここから先はしっかり頑張っていきたいなというふうに思っています。これが耕作放棄地の部分です。

それから、次の空き家です。空き家も同じで、今時点でいきますと横瀬町の空家率は別荘地を除くと10%台ですので、全国平均よりは少し低いぐらいかなというふうに認識しています。しかし、これもこの先急激に増えてくるのが想定されます。当町は、この空き家問題は非常に重要な課題というふうに認識をし

ていまして、今、課を超えたプロジェクトチームをつくって対応しています。この後、宮原議員の質問も空き家の問題なので、そこでもまたお答えすることになるのだと思うのですが、令和元年にまずその最初の調査を着手し、令和2年には横瀬町空き家等対策協議会を設置し、それから令和元年度に始めた調査を近隣住民等の聞き取り等も含めて追加調査をしまして、令和2年度に8月時点で横瀬町に空き家等が218軒ありますというのが出ました。これは、ある程度空き家を全町的に目で見ても、区長さんや民生委員さんにも聞いて地元の方にも聞いて認識して、一定の空き家の情報をそろえたというところまでいきました。令和5年度までにこの追加調査は重ねてきていまして、今年も調査とアンケートを取っています。今年把握した空き家の軒数が今308軒です。これは、どこをもって空き家とするかというのは実は難しくてなのですが、今私たちが把握しているのは308軒です。なので、ほぼ全町的にどこにどういう空き家があるかは、私たちとしては把握した状況になっています。というのがまず一つ。だから、これはかなり進捗したというふうに思います。その中で、空き家問題は、全部をがらっと変えることは難しいです。私の意識としては、空き家にはいろんな今すぐ使える空き家、それから危険空き家に近い心配な空き家までいろんな空き家があります。この一番使いやすいというところと、あと一番心配、一番上と一番下がまずまず重要なというふうに思っています。危険空き家にならないように、あるいは近所の皆さんの生活に支障が出るようなところがないようにというケアの仕方がまずあって、それからとってもいい空き家なのに地権者の方が誰とも相談できなくて困っているみたいなのは、私たちが相談に乗っていくとかということはあるかなというふうに思っています。よこらぼでも令和2年のときにファンタステクノロジーさんという不動産の会社さんがあって、これは町の不動産所有者の方々にアンケートを出して、物件調査をして資産価値や活用方法の提案をしますというのをやったりとか、そういう仕掛けもしてきています。今年は幾つかまた具体的に空き家をうまく活用されるようにというのを、また私たちもある程度入ってつくっていききたいなというふうにも思っています。

すみません、ちょっと話があまりまとまっていないのですが、空き家に関してもこれからはより心配な状況になる可能性が高いので、より役場としてもこの分野にそれなりの力をかけて、空き家問題をよい状況にしていくというのですか、というところをしっかりとこなししていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。今、改めて進捗状況の説明を受けましたので、大分理解できました。なるべく私以外の議員にも分かるように、何となく進捗が、例えばこの空き家の課題とか、プロジェクトチームをつくっているのであれば、何となく中間報告的な、今こんなことを進んでいますというのがお知らせいただくと、より具体的にこちらが理解しやすくて助かるかなと思っておりますので、報告の義務ではないですが、何となくお知らせ的に我々が情報が得やすい環境下を意識していただければと思いますので、そこは最後要望として挙げさせていただいて、私の一般質問はこれで閉じさせていただきます。ありがとうございます。

○向井芳文副議長 以上で5番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

---

○向井芳文副議長 次に、6番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 6番、宮原みさ子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は大きく分けて2点になります。最初の質問は空き家等対策についてお伺いいたします。全国的な社会問題となっている空き家問題ですが、横瀬町においても空き家は急増し、管理が十分になされていない危険空き家や荒廃宅地などが見受けられます。地域コミュニティにおいても喫緊の課題となっております。横瀬町においても空き家対策に対し補助金制度を設けて改善に取り組んでおられます。国では本年4月より空家等対策特別措置法の一部改正を行い、空き家の活用拡大、管理の確保と特定空家等の除去の強化などが要点となっております。改めて管理不全空家、特定空家指定により固定資産税の軽減措置対象から除外することとなりました。そこで、何点かお伺いいたします。

①、横瀬町の空き家の現状について。先ほど町長が答弁をしていただきましたので、それ以外にあれば教えていただければと思います。

②、特定空家の現状と対応について。

③、空き家バンクの現状について。

④、空家等対策の推進に関わる特別措置法の一部改正に伴い、今後どのような対応を行うのか。

1、管理不全空家の基準の内容と対策について。

2、空き家管理活用支援法人制度について。

3、今後の空き家対策の在り方対策についてをお伺いいたします。

2点目の質問は、AEDの活用と促進についてお伺いします。自動体外式除細動器AEDは、全国的にも一般市民の使用が認められるようになって19年がたちました。日本には約62万台のAEDが設置していると推定されており、日本は世界でも有数のAEDの保有国と言われています。しかし、実際にAEDが使用されているのは2019年の1年間では1,311件、AEDの電気ショック実施率は5.1%にとどまっているのが現状です。さらに、倒れた人が女性だとプライバシー保護ができないことを要因として、男性より使われにくいという調査結果も出ています。2019年、京都大学等の研究グループは、全国の学校校内で心停止になった子供232人について、救急隊が到着する前にAEDパッドが装着されたかについて調査をしたところ、小中学生では男女に優位な差はありませんでしたが、高校生になるとAEDパッドが貼られた割合は、男子に対して女子は30%近く低かったことが明らかになりました。これは、女性の衣服を脱がせることへの抵抗感から、AEDの使用率に男女に差が生じているのではないかと考えられます。AEDの活用推進に向け、越谷市ではさらなる傷病者のプライバシー保護を図るため、2011年4月から公共施設に設置しているAEDボックスにAEDシートとして用いるための三角巾を配置しています。AEDシートとは、女性に対してAEDを使用する際にプライバシー保護ができないなどを要因として使用をためらう場

合があることから、傷病者のプライバシーに配慮しつつ、胸椎圧迫する部分やパットを貼る部分が心肺蘇生を実施する人に分かりやすく表示されているシートのことです。AEDを操作する人がためらわず使用できることは素早い救命措置につながります。そこで、何点かお伺いします。

①、町の公共施設における設置状況、使用状況について。

②、AED設置場所に勤務する職員等に対して、AEDを活用した救命講習はどのように行っているのか。

③、AED使用時の女性への配慮について、普及啓発活動と三角巾導入についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○向井芳文副議長 質問1、空き家等対策についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 質問事項1について答弁いたします。

初めに、要旨明細1ですが、町では平成25年度から空き家の実態調査を開始し、ほぼ実態に近い数字の件数を把握でき、直近の令和5年6月で308軒の空き家を確認しております。一般的に空き家といいますが、建築年数や管理状況などにより異なり、また所有者や近隣住民の抱える問題も多岐にわたっているのが現状でございます。

次に、2の特定空き家ですが、令和5年3月31日現在、町の特定空き家判定基準による特定空き家、いわゆる今後このまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある建物等に該当する空き家はございません。町としましては、倒壊等の危険な状態が続き、この特定空き家となり得る建築物の所有者または管理者に通知や連絡を取り、今後の対策について事前に相談や支援などを行い対応している状況です。

次に、3の空き家バンクの状況です。令和5年9月末現在、埼玉県内の空き家バンクは45バンク、54市町村で設置されております。また、秩父市では1市4町のちちぶ定住自立圏で平成23年2月に設置し、通算登録件数は661件、通算成約件数328件、49.6%の成約率の実績となっております。一方、町の状況は、直近の令和5年9月現在で通算登録件数137件、通算成約件数82件、59.9%の成約率となっており、これは秩父地域1市4町で比較しても登録及び成約件数は常に上位の実績となっております。今後も空き家の流通による利用率の向上に向け登録、成約件数が増えるよう制度利用の促進に努めてまいります。

次に、4ですが、今回の特措法の改正では、居住目的のない空き家がこの20年で約1.9倍に増加し、今後もさらに増加する見込みである中、老朽空き家の除却等のさらなる促進に加え、周辺に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があるとした上で、管理不全空き家等について改正法第13条第1項により、「空き家等が適正な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等」に定義されております。判定基準としては、ガイドラインにより管理状況のみならず、空き家等の状況や空き家等の周辺的生活環境に及ぼし得る影響の程度等を踏まえて判断するとしております。町としましては、管理不全空き家に該当し、指導勧告の措置を講ずることとなる前に適正な管理をしていただけるよう、従前の対策に加え、今後国から示される空き家管理指針に基づき適正な管理の促進の強化を図っていきたいと考えております。

また、空き家等管理活用支援法人制度については、改正法第23条に基づき、町がNPO法人や社団法人等

からの申請により支援法人として指定し、所有者や町の委託を受け、支援法人自らが管理や活用の業務を行えることとした制度です。今後県や近隣市町村と情報共有を図り、支援法人の審査や指定基準について検討していく必要があると考えております。

最後に、空き家対策の在り方、対策についてですが、特措法の改正による住宅用地特例の解除措置など、今後さらに適正な管理を求められる中、本年8月に実施した空き家所有者アンケートの結果においても、日々の管理が難しいという回答が多かったことなどから、今後シルバー人材センターなどと空家等の管理に関するサービスの提供に係る協定について協議していきたいと考えております。

また、まちづくりの方向性とも併せながら、利活用の方法について町も積極的に検討していく考えです。今後も所有者が抱える一つ一つの課題解決に向け空き家対策の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 丁寧なご説明ありがとうございました。横瀬町は、私も何度か空き家対策については質問をさせていただいているのですけれども、その都度やはり進捗というか進展していて、本当に町はよく取り組んでいるなというふうに思います。ただ、やはり先ほど町長も言われていたように、今後また空き家はかなり増えてくると思いますし、本当にその点で今回この空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正ということで、国が示したものの中で、やっぱりこの背景、概要、促進というものが何点か上がっているのですけれども、ちょっとそこを読ませていただきます。この空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する背景としては、近年、空き家の数が増加を続けており、今後さらに増加が見込まれる中、空き家対策の強化が急務となっております。この法律案は、こうした状況を踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除去等のさらなる推進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するものであります。この概要といたしましては、所有者の責務の強化、健康の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務を追加されました。空き家等の活用拡大については、市区町村が空き家等活用促進区域及び空き家等活用推進指針を定めた場合に接道規制や用途規制を合理化し、用途変更などを行う建て替え等を促進、所有者に対し指針のあった活用を要請することができるようになりました。空家等管理活用支援法人といたしまして、先ほども課長が言われたようなNPO法人、社団法人等空家等管理活用支援法人として指定するという、そういう項目が今回の一部改正の中に盛り込まれております。この中で、やはり市町村に対する取組が強化をされたということで、今後もやっぱり市町村が担う空き家等対策に関しては、責任を負える立場になってくるのではないかと思います。

そこで、今回私は何点かまた再質問させていただくのですけれども、今回この中でNPO法人、社団法人等という名目がありまして、ここに関して以前から横瀬町には古民家協会の会長さんがおりまして、その方が古民家に対するすばらしい行動を起こしているのですけれども、この横瀬町においてもどのように古民家対策について関わっているのかお伺いします。

2点目として、この空き家とか宅地には所有者不明の空き家や所有者が管理していない荒れた空き家等があります。その対応は今後どのように行っていくのかお伺いいたします。

それと、今回固定資産税の減額ということもありましたけれども、固定資産税の減額よりも建物の解体費用のほうがかかってしまうということがあります。それなので、町としてこの解体費用の一部の助成、補助金というものは考えているのか。

以上3点をお伺いいたします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうから古民家の関係についてご答弁のほうをさせていただきます。

今議員のほうからご指摘のありました古民家再生協会さん等が活動されているというところにつきましては、私も十分認識をしております。この空き家全般に見て、中には古民家と呼ばれる、定義されるものが混ざってくるということなのですが、直観的には古民家が何か価値がありそうだという印象はあるものの、一方で所有者の方がいろいろ抱えておられる悩みというのは、ほかの空き家とも共通したものが多いのだろうなというふうに思っています。ですから、これは古民家プロパーというか古民家特有の問題というふうに捉える前に、全体の空き家の、活用されたいのかそれとも終わらせたいのか、あるいはその手前にいっちゃうのか、そこのところアプローチをしながら、中で古民家特有の課題が出てくれば、それについては町内に古民家の専門家がいらっしゃるというのは大変心強いことですので、ご相談などしながら対策、策をつくる段階でご相談していくのかなというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○向井芳文副議長 建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 荒れた空き家等への対策なのですけれども、まず所有者不明の場合ですが、今回特措法の改正により空き家等に工作物を設置している者、例えば電力会社等に所有者情報の情報提供を要請することが可能になりまして、そういったところから所有者の把握に努めて適正管理をお願いすると。それでもなかなか改善が見込めない場合は、法に基づく助言や指導、勧告等の措置を取っていくこととなります。また、所有者が管理していない空き家については、先ほど同じように手続を進めることになるのですが、例えば所有者が高齢者の方であったり遠方に住まわれている方などで、事情によりご自身で管理が難しいという場合があらうかと思えます。そういった場合、先ほど答弁させていただいたとおり、町としてシルバーでの委託管理等、依頼できる体制を整えていきたいと考えております。

次に、解体費用の補助金ですが、町では令和元年から老朽化空き家等除却補助金の交付制度を設けております。なお、補助金額は1件当たり30万円を上限としております。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。副町長には古民家に対しての答弁をいただき、古民家と本当に空き家の区別というのはなかなか難しいところがありますけれども、浦島会長さんの話になりますと、やっぱり社団法人の古民家協会の会長、古民家協会の行っているものと不動産が単に行っている空

空き家対策というのが、やはりここ全然違っておまして、古民家協会の方が見る、解体をしても再度再利用ができるものを古民家という感じに捉えているということなので、やはり不動産が全てを解体するのではなく、古民家として再利用ができるかどうかというのも、町としてもそこを見極めていける古民家協会と関連を持って進めていただければと思います。あと、やはり今後独り暮らしの高齢者が横瀬町たくさんおります。その方たち、本当に自分がいなくなったらこのうちはどうなるのかなという物すごい不安を持っている方も結構いらっしゃるの、安易にいなくなったらどうしますということは言えないですけれども、やっぱりそういう方を対象に調査もしていければいいかなと思うのですけれども、やっぱりこの空き家対策に対して、先ほども町長が言われていましたけれども、再度この古民家とか今後の独り暮らしの高齢者の方の後のことをどのように思っているのか、お伝えいただければと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから最後答弁をさせていただきたいと思います。

まず、横瀬町の現状をもう一度お話をしますと、今時点で危険空き家は認識ゼロです。空き家をほぼ全町的に網羅していて分かっているという状況です。これは少しいい状況かなというふうに思います。今回の特措法改正の背景で言うと日本全土がそうなるということなのですが、やはり空き家問題といったときに、私たちのような中山間地の空き家の問題と、それから都市部の問題は、それは少し違うのだろうなというふうにも思っています。横瀬町らしい空き家対策があつていいと思いますし、我々ならではのというの考えながらやっていきたいというふうに思っています。それで言うと、空き家の問題は必要なのは、もちろん動かすためのお金も必要なのだけれども、まず使う人です。それがお身内なのか全然別の人なのか、使う人が必要。それから、不動産ですから、扱うにはやっぱり不動産業者が、宅建業の力はきっと必要なのですけれども、そういう中で私たち行政が何ができるのだということで言うと、やっぱり一番は住民の皆さんに寄り添うということだというふうに思います。これは、横瀬町は小さい町で、住民の皆さんとのネットワークもあるし、コミュニケーションとしても我々直接もあるし、民生委員さんやあと区長さんや地区の皆さんとのコミュニケーションもあるし、そこでやっぱりお一人の方が誰かに相談できるような形をつくるということ、その中で行政も空き家をどうするのだのその川上、悩み事をしっかり受け止めて対応していくところがきっと重要なのだろうなというふうに思っています。おっしゃるとおりで、これから独り暮らしの方も増えますし、何もしなければ空き家も増えるかもしれないし、孤立する方も増えるかもしれないから、そうならないように行政としてきめ細やかな対応をしていきたいというふうに思います。

○向井芳文副議長 ただいま6番、宮原みさ子議員の一般質問中ではございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○向井芳文副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。質問を続行いたします。

次に、質問2、AED活用促進についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、質問事項2について答弁させていただきます。

町所有の公共施設におけるAEDの設置状況といたしましては、13施設15台でございます。役場庁舎、総合福祉センター、活性化センター、町民会館など、また保育所や小中学校のほか、スポーツ交流館や町民グラウンドのスポーツ施設に設置をしております。AEDの使用状況でございますが、令和元年度以降の状況になりますが、令和4年度に1施設で1回使用した実績がございます。そのほかはAEDの使用実績はありません。AEDを活用した救命講習につきましては、秩父消防本部、消防署東分署の職員のご協力の下、毎年実施しております。実施方法は、ウェブ講習と修了テストを事前に受講し、2時間の実技講習を行います。AEDの必要性や取扱い方法について正しい知識を学び、人形を使ったAEDによる心肺蘇生法の実技を身につけます。役場庁舎で勤務する職員の場合になりますが、直近では令和5年2月に救命講習を行い、10人の職員が受講いたしました。対象は新規職員などの未受講者と前回受講から二、三年経過している職員で、全職員が受けられるよう計画いたします。各施設におきましても同様に、その施設に勤務する職員を対象に定期的な講習を実施しております。

要旨明細3についてでございます。突然の心肺停止においては、速やかにAEDを使用することが救命には非常に有効であると認識しております。AEDは2枚のパッドを素肌に直接貼って使用するものであり、上着を脱がすかす必要がございます。そのため、女性に対するAEDの使用をためらう傾向があり、AED内へ三角巾を設置して、体に三角巾をかけるという女性へ配慮した方法が他の自治体において実施されております。上着を少しずらしてAEDパッドを貼ったり、パッドを貼った上から上着やタオルをかけてもAEDの機能に影響がないことが分かっています。AEDの使用をためらってしまうことを避けるためには適切な情報を周知することが重要なことです。越谷市のように既に実施している自治体の取組を参考にして、AED設置場所の周知や性別に関わらずAED使用時におけるプライバシーへの配慮に関して普及啓発してまいります。町の公共施設への三角巾の導入につきましては、一部の施設で既に設置しておりますが、まだ設置していない施設につきまして、今後導入に向けて進めていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 丁寧なご答弁ありがとうございます。このAEDについては、でも1件あったということで、本当にそのときの対応等もどのような状況だったのか、なかなかその場で実施をするということはとても難しいなと思っております。この講習についてもですけれども、私も防災士という立場で数年に1度、救命講習を受けさせていただいて、このAEDの実施をさせてもらっているのですけれども、とっさに言われると、やはり戸惑ってしまうということがあるので、実施訓練みたいなものはすごく重要になる

と思います。

そこで、小中学校ではどのようなAEDを用いた講習とかを行っているのかお聞きするとともに、町としても、さらに町民に向けてのこのAEDを活用した講習会並びに防災訓練のときにもできるかどうかお伺いいたします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設樂政夫教育長登壇〕

○設樂政夫教育長 それでは、ただいまご質問いただきました再質問について、小中学校の様子ということで答弁をさせていただきます。

小中学校ですけれども、本年度はそれぞれ実技による講習会というのを1学期に行っております。中学校については、職員だけでなく各部、要するに部活動のほうから2名ずつの生徒を集めて救急法の実技講習という形で、これも実施をしているというところでございます。

また、本年度については、夏季休業中に小中学校の教員が子供たちの命を守るために「ASUKAモデルと小学校からの救急救命の推進」ということを題します講演会に参加しまして、その救急活動ということが、すぐにやる、誰もがやる、みんなでやるということの大切さを学んでいるというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 それでは、再質問で、町民に向けての講習というか防災訓練等での活用ということでございますけれども、各地区に自主防災組織がございますので、そちらのほうに救急講習等を働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 利用の状況も答弁があったほうがいいですか。1回あった利用時の状況がもし分かれば。健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 令和4年に1度あったというところなのですが、こちらのほうは、総合福祉センターを利用している方が1回利用したというふう聞いております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 これは、やはり大事なことだと思いますので、さらにAEDを利用した講習を行うとともに、女性に対してのAEDの使用時のそういうこともぜひ進めていき、さらに安心安全なまちづくりをしていただければと思います。

以上で質問は終わります。

○向井芳文副議長 答弁は。

○6番 宮原みさ子議員 大丈夫です。

○向井芳文副議長 よろしいですか。

以上で6番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

---

○向井芳文副議長 次に、10番、関根修議員の一般質問を許可いたします。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 10番、関根でございます。議長よりご指名がありましたので、通告に従い一般質問を行います。

先日、埼玉新聞の市町村の人口動態が出ておりました。横瀬町が約7,600人、ちょっとびっくりしました。秩父全体で約9万強ですか、昨日ちょっと秩父市議会を傍聴しましたがけれども、そのときも合併時より1万二、三千人減ってしまっていると、秩父市が、5万8,000人だということなのです。これは何か予想より人口減少が早いような気がしてなりません。こういうこともまた今後の課題になるかと思うのですが、なかなかこういう傾向は今後続くのかなと思います。そういうことを踏まえて、そういう状況があるということを背景に、いろいろ今後政治課題を考えていかななくてはなかなとつくづく痛感しました。

私ごとに戻りますが、私の政治課題は、教育の完全無償化というのをずっと言ってきました。今日、各市町村で給食費の無償化とか、あるいは所沢市長選でもそれが公約に掲げられて、当選した方がそれを実施するのかなと思います。いよいよ何十万都市でも給食費、埼玉県で無償化になるということです。私としてもすごくいい傾向だなと思っております。東京都も給食費の無償化は世田谷区とかいろいろやり始めていますけれども、都知事が高校の授業料の無償化とか学校給食の無償化、これを国に先駆けてスピーディーに実施していくと、そういう支援を区町村単位ではなくて都でやるということを公言しております。横瀬町も町長の英断で給食費の無償化を実施していただきました。そして、子育て環境の整備を進め、保護者の方々からは感謝の声をいただくことが度々あります。こういう横瀬町の特性を生かして、引き続き住民福祉の向上のため尽力いただくということを念頭に置いて質問いたします。

今回は、質問事項1、ウォーターパーク・シラヤマ周辺の横瀬川の活用事業計画について、質問事項2として、職員の研修についてを質問いたします。まず、質問事項1、ウォーターパークの件ですが、伺いたいと思います。子育て世代の住民から公園の整備についてかねてより要望があります。未就学児及び低学年の児童が安心安全に遊ぶことのできる遊具等の整備された公園があればとの声を聞きます。ウォーターパーク・シラヤマは利用度の高い公園です。今回このウォーターパーク・シラヤマやこの周辺の河川を整備する計画、そして事業化する計画があるということですが、それに当たって要旨明細1から9について質問いたしたいと思います。

(1) は、この地域の災害対策における危機管理上の問題点についてどのように認識しているか。

(2) として、公園及びその利用者の問題点についてどのように認識しているか。

(3)、よこらば提案事業、「リバサポ」の提案者の埼玉県環境部水環境課の具体的な提案例についてお聞きいたします。

(4)、河川利用事業における今回の県土整備の関わりについてお伺いいたします。

(5)、この事業について、どのようなことを配慮すべきと考えるか。これは(1)の問題とも似ておりますが、どのようなことを配慮すべきと考えるか。

(6)、横瀬川利用調整協議会についての概要及び協議内容についてお伺いいたします。

(7)、住民説明会の開催時の住民の意見等についてお伺いいたします。

(8)、地元住民に対する事業内容の説明についてお伺いいたします。

最後ですが、これが一番最初に来てもいいと思うのですけれども、(9)番として、総括して、この事業の本来の目的は何であるのかをお聞きいたします。

次に、質問事項2、職員の研修についての質問であります。職員の経験値を高め、スキルアップが必要であると考えます。町として今後どのように職員の研修制度を考えているのか、これを踏まえて下記の要旨明細を質問いたします。

(1)、職員の研修をどのように実施していますか。

(2)、職員の他団体への派遣について、過去の派遣先の実績及び現在の派遣実績についてお伺いします。

(3)、今後の職員のスキルアップをどのように考えているかお伺いいたします。

以上で壇上での質問は終わります。

○向井芳文副議長 質問1、ウォーターパーク・シラヤマ及び周辺の横瀬川の活用事業計画についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 質問事項1について答弁させていただきます。

要旨明細(1)、この地域の危機管理上の問題点についてですが、ウォーターパーク・シラヤマ周辺の横瀬川は、標高水位が高く、上流で曾沢、下流で木の間沢と合流し、ウォーターパークから下流に向かって大きく曲がる河道となっているため、大雨時には水位が上がり、地域住民が常に災害に対する不安と心配を抱えていることも承知しており、町でも監視区域としているところです。この周辺は、平成23年に埼玉県が実施した水辺再生100プランにおいて、木の間沢との合流部の流路の整備をしたことで逆流がなくなり、また令和元年の台風19号により一部決壊した曾沢合流の河川幅を広げ、新たな護岸を設置しました。以降、県内で河川災害が発生する中、この周辺の越水などの発生は起きておらず、浸水被害等の危険が抑えられているものと考えております。このウォーターパーク・シラヤマ及びその周辺の横瀬川の整備においては、現在の護岸を狭めたり河川内に定着する工作物などを設置することは考えておらず、また河道が湾曲する右岸公園の一部のレベルを下げ、増水時に公園内へ浸水することで水位の低下を図るなど治水に対する検討もしているところです。

次に、(2)、公園及び利用者の課題ですが、現在の公園遊具の利用対象者は6歳以上となっており、住民からも低年齢が遊べる遊具の設置希望が多いことから、令和6年及び令和7年度において遊具の新設を

計画しております。具体的には、3歳から6歳を対象とした複合遊具、トランポリン、回転遊具、ブランコの設置、また2歳児までを対象とした複合遊具の設置、併せて砂場の改修や日よけスペースの設置を予定しております。また、川の利用についても、子供たちが主体で遊べる場所としたいため、バーベキューやキャンプ行為などの制限をしていく計画をしております。

次の(3)につきましては、担当のまち経営課長より答弁させていただきます。

次に、(4)、事業における県土整備部の関わりについてですが、今回の整備は、埼玉県が実施している水辺deベンチャーチャレンジという河川空間の持続的な利活用の促進を目的とした事業を活用し、県と町がそれぞれの環境整備を行うものです。県土整備部は、河川区域内の階段式護岸、既設護岸スロープ、遊歩道の拡幅などの整備を行い、町は、両岸の公園をつなぐつり橋、休憩施設、町道の拡幅などの整備を計画しております。前述したとおり、各施設の整備に当たりましては、治水機能の低下や河川の流れを阻害するような工作物の設置を行うような計画とはしておりません。

次に、(5)、事業における配慮すべき点ですが、この事業において現状の治水状況を変えるようなことは考えておりません。今後企業サポーターによる川辺の利活用や河川イベントなどの計画をしておりますが、実施に当たり騒音や交通障害など周辺の住民に影響が出るようなことのないよう配慮していきます。また、影響による問題が発生した場合は、協議会にて事業内容やイベント方法などを審議し、実施基準等の見直し、軌道修正を行いながら、住民と本事業がよい関係を築けるよう配慮していきたいと考えております。

次に、(6)、横瀬川利用調整協議会についてですが、水辺deベンチャーチャレンジの実施要綱に基づき設置され、事業の企画立案、方針や報告に関する事、施設利用者の募集方法や出店条件等に関する事、施設使用者の選定、契約等に関する事などを主に協議する目的としております。令和4年度に実施計画案に対する協議を行い、その後行われた住民説明会の結果を受けた事業計画案の修正、協議を行い、本事業の採択を行いました。

次に、(7)と(8)、説明会での住民の意見と事業説明についてですが、住民説明会は、令和5年2月と7月に行い、様々なご意見とご質問をいただきました。計画に関する事では、この計画が外向けのものではないか。また、施設整備を行うことで洪水リスクが高まるのではないかなどのご意見がございました。今回の計画としましては、町の子供たちが公園や川で遊べる場所にしたいという思いがあり、施設整備でも治水機能を低下させることはないことを説明させていただきました。計画以外では、公園遊具や維持管理、周辺道路についてのご意見も多くありました。事業につきましては、目的や県が行う河川改修、それ以外の町が行う施設整備、また河川敷の一部占用の内容など、協議会で検討し作成した事業計画案とイメージ図を用いてどのような整備をしていくのかという説明を中心に行いました。

次に、(9)の事業の目的です。1つ目に、従前から抱える公園管理対策と河川利用者のマナー及び近隣住民の迷惑行為の解消、2つ目に、子供たちが公園や川に親しめる自由に遊べる環境づくり、3つ目に、SAITAMAリバーサポーターズが実施する川辺の利活用スポットの環境整備です。公園管理においては、花火、夜間帯の防犯、路上駐車、遊具、右岸公園のアクセスの悪さなどがありますが、警備員による夜間の巡回、防犯カメラ、防犯灯の造設、駐車場の拡張を計画し、遊具では低年齢対象遊具の新設、また右岸公園に渡るつり橋の新設などを考えております。つり橋に関しましては、橋梁設計基準に基づき、現

状の河川断面と桁下高さの確保、河川の流れを阻害しない橋台の設置など安全に配慮した設計といたします。河川利用では、ごみや炭の放置、音響機器の騒音、煙害またバーベキューや大型テントで広い範囲の場所取りをされるなど、子供たちの遊べる空間を狭めてしまっていることもありますので、河川敷の一部、（横瀬川と曾沢の合流点から武甲キャンプ場に至る範囲）を町が占用区域の指定を受け、許可以外での大型テントの設営、飲食、キャンプ行為、火気使用などを禁止、バーベキューはエリアを限定していく考えです。これまで近隣や地域の方による河川及び地域の清掃活動には大変感謝しております。対策により河川敷がきれいになり煙も以前より少なく、子供たちが遊べるエリアも広がると考えております。

なお、バーベキューエリアの運営に関しましては、地元食材の提供や商品開発のノウハウや立地などを考慮し、株式会社ENg aWAなどに依頼を検討をしております。

そして、現在、埼玉県が支援し地元企業も登録しているSAITAMAリバーサポーターズによる川辺の利用スポットの環境整備を県土整備部が実施予定しているわけですが、事業において治水と環境に十分配慮した計画としております。リバーサポーターズの今後の活動予定ですが、企業や住民と連携した川辺のイベントや清掃活動などを想定しているとのこと。イベントなどにより大勢の人が来るのではないかと不安の声もありますが、川辺利用による休日などの利用の増加は見込まれますが、日常的には地元の方が中心に利用していただけたと考えております。今回の事業計画により環境改善が図られ、子供たちが楽しく遊べ、地元の不安や迷惑行為の解消となるよう事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○向井芳文副議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは要旨明細（3）について答弁をさせていただきます。

ご質問のよこらば採択ナンバー106のSAITAMARリバーサポーターズスポットプロジェクトでございますが、応募者は、議員お話しのように埼玉県環境部水環境課でございます。このプロジェクトの概要でございますが、横瀬町の川辺を活用して川の国応援団として登録している団体サポーターや個人サポーター、そして県内外の企業が登録している企業サポーターで構成するリバーサポーターズが川の保全や川との共生に向けた活動がしやすくなったり、様々なマッチング事業の発信、実証実験の場としていくためのリバーサポーターズスポットという場所をつくりたいという提案でございました。このプロジェクトにおきましては、横瀬町に対しては横瀬町内での川辺の候補場所の相談や様々な情報発信などについて支援してほしいとの提案となっております。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 町が計画してつくりたいということは感じます。しかし、治水を優先してくれるということなのですから、異常気象ですので、想定外ということなのですね。あそこは、ご承知だと思いますけれども、あと15センチぐらいで結構トイレの辺の近くまで、多分あと15センチで乗り越えてしまうということなのです。そういうことを想定して今後つくらなければいけないと思うので、そういうことをちゃんと計画に入っているかどうかというのが1点です。

それと、幼児用の遊具、3歳から6歳まで、これは本当にいいことだと思うので、ぜひこの辺についてはいい回答だったと思います。一つは、これはよこらぼ提案事業というのですけれども、よこらぼの要旨を見ていると、要は民間業者、民間の方々がお墨つきをもらうために横瀬町でこういう提案をして、横瀬町に協力をしてもらって、それで実証実験をしたり実証効果を見たりとかいうことでやるわけですよ。実証実験については、要するに業者負担ということですよ。町の協力というのは場の提供だとかそういうことですよ。これは民間事業等と書いてあるので、これは埼玉県環境課、いわゆる町の環境行政だとかそういう水辺を指導するようところが提案して、それをよこらぼが審査するという形態が本当にあるのかなと。だって、上から言われたら、極端に言えば、ヒエラルキーからいって上から言われたら、それはやりますと言わざるを得ないと思うのです。いい提案、よかれと思って向こうは言っているわけですよ。通常僕もトップやったことはありませんから、いろんな方に聞いてみて、普通は町のほうからこういう事業をやりたいのだけれども、何かいい補助だとかそういう方策はありませんかと県に打診するとか、あるいは県のほうで、こういう事業をリバーサポートのこういうスポット場所をつくりたいのだけれども、横瀬町にないかとか、その程度ではないかなと思うのです。だから、よこらぼ提案事業という名称を入れてしまうと、ちょっとよこらぼの趣旨と違うのではないかなというのが一つです。だから、その辺はどう考えたのかということです。

それと、もう一つは、皆さんの説明書、説明、僕も委員会で頂いたのだけれども、「水辺空間とことん活用プロジェクト」というのが書いてあります。それで、国の規制緩和により地域振興に資する目的で河川地域の商業利用が可能になったということです。結局商業利用が可能になった。だから、サポートの中に民間企業がいたりいろいろして、それが利用できないかということなのだけれども、この辺が、それと後の水辺ベンチャーズの実施候補箇所登録申請だとか、当然占有する目的だから、占有許可だとかそういういろんな河川法の許可も必要ですよ。それにのっかってやっているのだけれども、この登録を申請する前に住民の意見を聞いたのでしょうか。ここにこういうものができる可能性があるけれども、それでいいのか。町長がよくきめ細かに住民に寄り添って丁寧に説明すると言うのだけれども、手順が違うのではないかなという気がします。もうちょっと地元住民のサイドに立って聞いてもらう。地元住民の意見というのは、何を言っているか、ちょっとその遊具を造ってくれと、公園をもうちょっと強化して遊びやすくしてくれということと、治水をちゃんとしてくれということなのです。僕は議員になって25年ぐらいたつただけだけれども、議員になった直後に、あそこの反対側の護岸の整備がちょっと治水上まらずいのではないかと思った点があります。さっき言った前回の平成24年だったかのときの、実はあそこの県土整備が造った委員だったのです。治水のことを優先して言いました。案の定、要するに河川法で言うと流域の中はいじらないと。構築物は造らないということですから、削り取ったりいろいろして、すごい岬みたいなのができてしまって、これは困ったなと思ったのだけれども、実はあれがバックウオーターですか、要するに木の間沢の水のはげがよくなって、それ以降あれは中原団地というのですけれども、あそこの18軒ぐらいの家の避難がなくなったのです。水位も上限までいかないで、あと3段ぐらい残すまでが最高位だったので、それはそれでよかったなと。あと辺見下の崖が崩れなくなる。だから、やっぱり県土整備が入るということは防災、そういう災害時のことを十分考えてやってくれたのだと思うので、今回も県土整備がいろいろ改良に入るので、それは安心しています。だから、その辺の順序がどうだったのか、この申請する4

年前にどうだったのかということなのです。だから、それが3点目です。

もう一つ、多分県土整備のほう、ちょっといろいろ地元は反対していないのだよと。反対していないから、何も反対はなかったよという、これ執行部側はそう思っていると思うのです。でも、説明会に行って、やっぱりうちの周りの人はみんなあそこは温厚な人が多いから、反対だとか嫌だとかというのは言えない、説明を聞くだけなのです。実はこれを渡されても、説明のこの内容を全部理解しているわけではないのです。反対の意見はないし、全体の内容も多分把握できないです。僕もいろいろ言われるもので、読んでいったらこういう商業利用というのが出てきたから。だから、私の感覚でいくと、目的は何ですかと僕は聞いているのだけれども、商業利用できるようというのが1番目ではないかのような気がしてならないのです。それができる可能性をつくるというのは、それはそれでいいのかもしれないけれども、これも僕もちょっとこういう県の水環境課というのはどういうことなのかという、どうなのかなと言ったら、例えば最近問題になっているのは飯能河原、飯能の河原とか、あるいは特に何かうまくいっていた、前ですけれども、嵐山溪谷がすごくいい例なのだそうです。だけれども、県土整備にいた人が知り合いでいるので、「ここは関根さん、あれですよ、人家が近過ぎてですよ」と。多分嵐山は人家はそんなに近くないのだそうです。結局、今のところには新しい分譲地ができて、また家が増える可能性があります。ですから、その辺のことをあれなので、本当に住民の福祉の向上のため、特に地域住民の利用のため、子供たちのためというのが主眼なのかというのを、一般住民の人が外向けなのではないというのはそういうことだと思います。これは、内容を見ると、河川を占有したり利用の許可を得るには、やっぱり事前にやらなくてはいけないというのは分かりますけれども、だからその辺をどういうふうに住民に説明していくかというのは今後の課題だと思うので、どういうふうに説明していくのでしょうかということなのです。

こう全体像ができないです。橋を造るというのは、考えによっては、僕も前回の委員のときに、景観につり橋はどうですかなんて言ったことあるのですけれども、これもお金すごいかかりますよね。この費用がかなりかさむと思うのです。水辺で遊ばせるのだったら、やっぱり飛び石をうまく使った動線でやっても問題はないのかなと。反対側は、反対からも下りられるので、例えば棚田の駐車場に止めて下りてくるということもできますから、その辺のことは費用面ですよ。何か聞くところによると、これは僕のところに来た情報だからクラウドファンディングでやるのだというようなことを話していたのを聞いたということなのだけれども、それがクラウドファンディングで集まるのかどうか。では、集まらなかったらどうするのかということなのです。だから、その必要性をどう考えるかということが聞きたいです。一応それ4点ですか。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは県の事業をよこらばに提案することは制度上問題ないのかという質問だったと思いますので、答弁をさせていただきたいと思います。

プロジェクトの応募への参加資格につきましては、まず横瀬町でプロジェクトを行う意思があること、それとプロジェクトの社会性があることとなっておりますし、審査会を経て採択となっておりますので、制度上問題ないのではないかと考えております。これまでもこの提案を含めまして埼玉県さん

の提案2件を採択した実績もございます。

以上です。

○向井芳文副議長 建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 再質問について答弁いたします。

まず1点目、河川の想定外の水害等についてのことでありますけれども、実際、水辺再生100プランのときにも、川辺を利用するだけでなく治水整備の護岸整備も当然想定した計画にのっとって行っておりまして、想定外をどこまでするかというところもあるのですけれども、先ほどおっしゃられたとおり、台風の19号で15センチぐらいまで護岸が行ったということで、今後この整備に当たって県土整備も一緒に協議していくことになりますので、護岸整備についても一緒にその辺も踏まえて協議して検討していきたいと思っております。

それから、水辺空間のとことん活用プロジェクトということで、河川の占用をさせていただく。実際、今このまま自由に河川内はキャンプやバーベキューをしていただいているところになってはいるわけですが、それによって先ほど答弁させていただいたごみの投棄とか音響問題のことがありますので、町が河川敷を一部占用して、そこは子供たち自由に使える場所にして、一部やはりバーベキュー等をされたい方は有料のエリアを設けるといふふうに区分けをしたいということで、順序としては、一度住民説明会でこういったふうにご占有して、こういうすみ分けをしたいのだというお話はさせていただきまして、今後この手続については、これからしていくことになるわけなのです。占有をさせていただく手続は今後していきますので、その辺もしっかり今後考えながら、場所取りエリアの考えもしていきたいと思っております。

それと、住民説明の丁寧な説明をということで、2回ほどやりましたけれども、もちろんいろんなご意見、先ほど答弁させていただいたとおりありまして、なかなか理解まででききっていないというようなお話もありますので、近いうちに地区の役員会等もありまして、そこに出向いて説明する機会も設けさせていただいたり、あるいは町内全域の方に声をかけて、一度来年度そういったご説明会というようなこともさせていただくことも考えたいと思っております。

それと、橋梁の必要性、橋ですけれども、飛び石で今動線が確保されているわけなのですけれども、どうしても大雨時とか台風の後には、飛び石のところはどうしても水位が上がってしまって利用できない場合もありますので、安全が確認される後に、橋も利用して右岸側の整備をしたところに利用していただきたい。やはり橋もぜひ計画したいと、そういった意味で計画しております。

以上です。

○向井芳文副議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私の方から少し補足のほうをさせていただきます。

商業利用が可能になったというところの目的のところだったと思うのですが、これにつきましては、これまでご説明申し上げているように、地元のためにつくっていききたい場であると。ただ、外から来られる方にも使っていただける枠組になるということは承知しながら、主たる目的は地元のためであるというところ、これは皆様にもご説明をさせていただいているところでございますし、変わらないというふう

考えております。地元の皆様へのご説明をしながら、協議会でのきちつと要綱に決められた議論もしながら手順を取っていくということのをこれからもやっていくということになるかと思っております。地元の方へのご説明のところ、今、建設課長のほうから申し上げたとおり、丁寧にしっかりとやっていくつもりであります。今回も説明会で出たQ&Aを文書にて配布してほしいというご要望もあり、そのとおりに作成をしてお配りをしているところでございます。その中にはきちつとこの本事業の目的についても書かせていただいておりますし、そういったものを御覧いただくことで次第に理解のほうが深めていただければいいかなというふうに期待をしているところであります。

最後の橋のところクラウドファンディングというお話が出たのですが、ちょっとそのクラウドファンディング云々というところは、私はちょっと承知していないのですけれども、当然物をつくるときにどのようなデザインというかその役割にするのか、それについてはどういう資金調達をするのかについては、しっかりと議論をしていくということになるかと思っております。この橋については、先ほど議員のほうで上のほうから入っていくという動線でいいのではないかというお話もありましたが、そういう動線でない動線が今回公園の全体のデザイン、あるいは皆様の人の流れからしてよいのではないかというところでこの橋のプランも出ておりますので、それを軸にまずは検討したいかなというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 次ができなくなりました。申し訳ないです。これ1つにすればよかったなと思っております。

実は河川法で、河川敷が自由使用ということでした。幾つか荒川上流事務所の書類とか見たのですけれども、僕はバーベキューはやってはいけないのかなと思ったら、バーベキューは別に河川法上は違反ではないのです。ただ、町でそういう占有して駄目ですよと言え、条例なりそういう規則でつくれば、バーベキューをしてはいけないのではなくて、迷惑行為としてと、これは「直火のバーベキュー」と書いてある。直火とはどういうのかと思ったら、昔我々が木をそこで、跡が炭があって黒くなってという、直火は駄目だけれども、直火でなければいいのです。それもそういうことが書いてありました。実は近所の人が、それも他人に迷惑かけない、近隣に迷惑かけない。要は公共の福祉に反しないということです。受容範囲内でやってほしいということなのです。実は近所の人結構使っていたのです。近所だから、何々さんちでやった後、汚かったねというのがあるからちゃんと片づけるのです。自分のところへ持って帰って違うごみで出すのです。そうすると、極端に言うと、地域住民の福祉とかといった場合に、それはギャップないですか。だから、エリアを決めるのはいいと思うのです。それを商売にしている成り立つのかなと思うのです。だから、要は利益というわけではないけれども、利用を黙認して使っていた。それで自分らがマナーを守っていれば使っていたものが、今度は町が管理したら住民なのにお金を払わなくてはならないとなってしまうのです。だから、その辺も考慮していかないと。例えば予約制にして外部は取ると。内部はただとか割引とか、そういうふうなことまで配慮してつくっていかないと、やっぱり住民の今までの権利を狭めることとなりますから。これは要望なので、その辺をよく考えて今後企画立案していただきたいと思っております。

基本的にはそんなに賛成ではないですよ、みんな。要は、あとはオーバーツーリズムとまではいかないけれども、来れば結構うるさくて迷惑だったり、知らない人がうろうろされたら、日常空間のわけだから嫌ですよ。だから、先日、役員の中で僕は内容を話したら、「関根さん、そんな迷惑なことやめたほうがいいんじゃない」と、詳しく分からない人はそういうふうに言います。だから、そこから説明を始めなくてはいけないということを頭に入れてください。これ以上言ってもあれなので、僕は橋もいいのではないかなと思った人なので、完全には否定できないのだけれども、でも逆に大きな木が来てつかえるとか、そういうのが絶対ないようにしないと。

あとは、向こうに橋があります。あれは流れ橋だったのです。それで丈を上げています。あれをどれぐらい上げたのだから分からないけれども、河川の流れからいったら、あの垂直方向がいいのかという人もいるのです。だから、それも土木の人に聞いたほうがいいと思います。だから、いろんな意見が出てくるので、やっぱり住民の意見も聞いたり、議員も実は、誰と言わないですけども、地元に言われた方もいて、何か決まってからいつも後に出てくるよねというのが我々の感覚です。議員にもこういうのをやっていくのだけれども、何か地元のあれはあるかと聞かれれば、実は加藤君に聞かれたこともあるので、そのときにはあまり問題意識なかったもので、これ蓋を開けたら割と言ってくる人が多いので、僕も困ったなというのが実情なのです。だから、よく住民説明してください。これは要望です。

○向井芳文副議長 要望ですが、答弁があれば。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 これはかなり大事なところかなと思いますので、私のほうから最後まとめて少しお話をさせていたきたいと思います。

これは、まずそもそも論、関根議員のおっしゃるとおりで、何のためにやるのか大事でして、これは住民の福祉の増進に資するために、資するようにやります。地方自治法で規定されている地方公共団体の役割です。住民の福祉の増進に資するを基本として私たちの仕事があるので、ここは基本です。その中で派生して手段として観光誘客があるかもしれない、商業利用があるかもしれないので、最後はそこです。ですから、地元の皆さんに喜んでもらえなかったら、これはいけないというふうに思っていますので、そういう方向で進めていきたいというふうに思います。

それで、ウォーターパークの、おっしゃるとおりで場所の特殊性はあります。我々も飯能河原や嵐山渓谷だったり、それからこちらで見に行ったのは都幾川の河川です。都幾川の河川は従前そのパーベキューが自由にされていて、ごみの問題とかあったのを管理するようになってそれが解消されたのであるということで見に行きました。それはそのとおりだなと思ったのですが、やっぱりその人家の近さが決定的に違うわけです。ですので、うちのウォーターパークは町なかで公園機能もあり、小さい子供たちに遊んでもらいたいはあるのですが、周辺住民の方との折り合いをつけるのは非常に重要ですので、そこにはしっかりたがえないようにしていきたいというふうに思っています。

それと、治水です。これもあのエリアは治水が非常に大事です。経験値でいくと2019年の台風19号です。これは観測史上最大の雨がこの地域に降って、2日間で640、30ミリを超える雨が降り、横瀬町でも360人を超える人が避難したあの雨です。あれでまず耐え得るかで、さらにその後1,000年シミュレーションと

いうのをやっています、残念ながら1,000年に1度の水が大水になると町民会館のほうに水が行ってしまうという想定なのですが、それはこれから改善していく部分もあり、しかしそこまで意識した上でいろんなことをやっていく必要があるというふうに思っています。

そんな中で橋、これは当然計画は具体化するときに費用対効果は検証を改めてしたいと思います。ただ、考え方としては、飛び石だと安全性の問題、それから常時使えない問題、とにかく子供たちに遊んでほしい場所です。それが飛び石だとやっぱりなかなか難しいと思っています。なので、今はメインとしている考え方は、やっぱり橋を造って両河岸を使えるようにするという。それから、治水で大事なものは、右岸のレベルを下げるです。今回それも併せてやろうと思っています。ということなのです。だから、今の我々の認識としては、ウォーターパークの今の在り方は不十分であると。それは様々な課題がある。例えばごみが散乱してしまう問題、いろんな人がいろんなところに行ってしまう問題、路上駐車の問題、それから治水も心配ですということ。それから、小さい子供たちが安全に遊べるようにはなっていないということ、それらを発展的に解消させたいというのが根底の思いであります。今ご指摘いただいた点は、非常によく分かるところもありまして、とにかく地元住民の皆様には、ここからの進捗は細かにご相談しながら進めていきたいなというふうに思っています。

それと、あとよこらぼです。よこらぼのところ、県と町の関係ですが、私は逆によこらぼが私たちのプラットフォームとして機能して、県から提案をいただいたというのが少し誇らしいというふうに思いました。県からは、本件と、それから埼玉県県立総合教育センターから提案を受けて採択をしています。これは、それぞれの法もたがえていませんし、自治体の今の縦の三層関係の新しい関係構築にもつながる可能性があるなというふうに思っています。監督してもらう立場であるのですけれども、パートナーでもあります。埼玉県のこの環境課は、そんなことで比較的横瀬町をよく見ってもらって官民連携を進めていきたいという思いもあり、横瀬町のほうに提案をしていただいたということですので、そこはポジティブに受け取っていきたいなというふうに思っています。いずれにしろ、ウォーターパーク、横瀬町の中心地づくりとしても、子供たちが安心して遊べる場所をつくるにしても非常に重要ですので、しっかり取り組んでいきたいなというふうに思います。

○向井芳文副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、職員の研修についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 質問事項2について答弁いたします。

(1)の職員研修の実施状況ですが、職場外での研修として、彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する新規採用職員、主任、主査、課長等の階層別の基本研修と、地方自治法、地方公務員法等、各職位に応じた実践的な能力の向上を目的とした階層別の選択研修を受講しております。また、埼玉県町村会、秩父郡町村会主催の視察研修や若手職員研修にも参加しております。職場内の研修としては、新規採用職員研修、エルダー制度、新規採用職員及び希望者を対象としたフォローアップ研修、若手職員の人材育成を目的とした23区担当窓口制度、手話研修、認知症サポーター養成研修、メンタルヘルス研修、人権問題研修などを実施、参加しております。また、自己啓発研修として、通信教育研修補助制度や職員が共同で自

主研究活動を支援するための自主研究活動促進費助成制度があります。今年度は、通信教育研修に4名受講し、または自主研究活動として昨年度連携協定を締結した福島県磐梯町において、11月に全2回、7名の職員が人事交流、現地研修を実施いたしました。

次に、(2)の職員派遣の実績ですが、埼玉県への派遣として市町村課に8名、秩父県土整備事務所に7名派遣いたしました。また、県内市町村の輪番制等により、彩の国さいたま人づくり広域連合に1名、埼玉県町村会に1名派遣しております。秩父圏域での派遣として、おもてなし観光公社に3名、秩父広域市町村圏組合の介護認定審査業務に4名、水道業務に関して広域化準備室から昨年度まで延べ15名の職員を派遣しております。今年度の派遣ですが、埼玉県後期高齢者医療広域連合に1名、おもてなし観光公社に1名、秩父広域市町村圏組合の水道局に3名、し尿政策課に1名の計6名派遣しております。

次に、(3)の今後の職員のスキルアップについてですが、第6次横瀬町総合振興計画の7つの柱を支える土台として「職員の能力の最大化」が明記されております。職員の資質の向上と能力の開発を図り、複雑化、多様化する住民ニーズや高度化する新たな行政需要に対応するための人材を育成する上で、研修は大変重要と考えます。引き続き、政策形成やDX研修等による実務能力の向上や他団体への人事交流研修などによる先進事例の共有による地域課題解決のため職員の能力を発揮できる実践的な研修を実施し、職員のスキルアップを図り、住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 質問で答えをもらおうと時間がないので、提言というか要望、提言です。質問でもいいのですけれども。実は、僕は県への派遣というのは再開したほうがいいのではないかなと思います。だから、ぜひこの県への派遣のきっかけ、僕は前の町長がなりたてのときに提言しました。でも、持ち出しになるからと言ったのだけれども、考えて、次の年からやってくれました。それでやっぱり田端君が最初だったかな、県との関係というか個人的な関係とかいろいろできるのです。だから、困ったときにいろいろ聞けるとか、町村課の場合はいろんなところに出向していく、本庁の人は行きますから。だから、人間関係はすごく広がるので、余裕があったらぜひ復活してもらいたい。

それと、民間企業への研修というのですか、前は昔もう十何年前に所沢市の西武だったかな、なんかに売り子として派遣したりとか、矢尾さんでもいいと思うのです。スーパーでもいいと思うのです。そういう一般企業の現場に若い子を送って、地元がいいかもしれないし、そういうことをやっていったらどうでしょうかということですか。

それと、今23区担当というので、これの成果がどれぐらい出ているかというのを聞いたかったのですけれども、これはまたいいです。

あとは、町長もご承知のとおり、僕は広域の議員で、広域組合のプロパーの職員の遍在というのがすごくあって、30代から40代が四、五人しかいないのです。そうすると次の管理職ができない。50代があと10年すると17人ぐらいいて、みんな出てしまうわけです。そうすると間がないのです。それは最近参事か何かに小松穂波議員さんが質問しましたけれども、当然これをどういうふうにしたらいいのかというのは、横瀬町にとっても重大な問題だと思いますので、これも研修の一環になるかなと思って、横瀬町は要する

に市町村の派遣で取りあえず補う、あるいは中途採用をするとか、そういうことなのだと思うので、これは広域のことですけれども、横瀬町でできることはそこに派遣するということなのかなと思います。ぜひ町長も考えているでしょうけれども、皆さんも認識がないと思うので、ここで述べさせてもらいました。

いずれにしても、県の派遣と民間のことはぜひやっていただけたら、皆さんも発想の転換になるのではないかな。あるいは人間関係のこういう閉鎖と言ったらあれだけれども、閉ざされた中での人間関係ではなくて、外に出た人間関係というのもすごく大事だと思うので、ぜひ若いうちに外で苦労させると。かわいい子には旅をさせろですね。ぜひお願いします。

要望になりますけれども、以上で私の一般質問は終わります。

○向井芳文副議長 2分あるから、答弁もしかしたら。せっかくですから、答弁、町長お願いします。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 関根議員のご提言ありがとうございます。そのとおりでというふうに思っています。県の要望は、タイミングの合う人がいたら出したいなというふうに思っています。たまたまここ何年かなかったのですけれども、これは一つは中のマンパワーのもちろん限界になっているところと、あとはその職員一人一人のキャリアアップにつながるかどうか、そのタイミングになっているかどうかというところも結構大事でして、大きな役所ですと毎年1人と決められるのですけれども、やっぱり90人台の役所だと一人一人見て考えていきたいなというふうに思っています。その中で、おっしゃるとおりで県へ出て勉強してもらい、パイプつくってもらったり、それから民間企業にというのもありだと思いますので、その辺は前向きに取り組んでいきたいなというふうに思います。

あと、広域の懸念はそのとおりで、大変心配な状況で、これは秩父谷の限られたマンパワーで埋めていくのが取りあえずは主になるのしょうから、そこは少し1市4町それぞれで一肌脱ぐみたいところは必要なかなというふうに思っています。問題意識としてはちゃんと持っておきたいなというふうに思います。

○向井芳文副議長 再々質問、10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 うちの町長が引っ張っていかないとどうしようもないのではないかなとっているので言っているの、ぜひ積極的に動いてください。

以上です。

○向井芳文副議長 以上10番、関根修議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時24分

〔副議長、議長と交代〕

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

---

○新井鼓次郎議長 次に、2番、関貴志議員の一般質問を許可いたします。

2番、関貴志議員。

〔2番 関 貴志議員登壇〕

○2番 関 貴志議員 皆様、こんにちは。2番、関貴志と申します。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

私からのご質問についてですが、大分類で1つございます。川東12区の和田河原地区の生活道路についてになります。和田河原地区の生活道路についてですが、こちらの地区は道路幅が狭いところが多く、車道などの通行を行う際については、譲り合うなどを行い通行している状況というところもございます。こちらなのですが、万が一大きな災害などが発生した場合には、いろいろと不安がある地区というところにもなっております。

過去に、2019年ですが、台風19号が直撃したときには警戒レベル5が発令され、横瀬川に隣接している和田河原地区の住民の避難が必要になったということもございました。ただ、このときには幸いにも大きな被害もなく、本当に無事でよかったなというふうに感じております。しかしながら、近年増加傾向にございます線状降水帯の発生、またこれからの季節に起こりやすい火災などが発生した場合に、今の道路状況で考えますと迂回路がなく、そして道路幅の狭いところが多いため、災害時の住民の避難、災害活動などがスムーズに行えるかの疑問はあります。万が一のときにはやはり緊急車両、こういったものが中に入っていくということもありますので、こういった場合に通行が困難な可能性があるのではないかというふうに思っております。このような状況からか、和田河原地区の住民からは、話については以前からあったものの、いつになったら拡幅工事、そういったものが行われるのかなどの疑問の声も上がってきております。この和田河原地区についてなのですが、子供たちが遊べるスペースがあります。コミュニティー広場なのですが、こちらのコミュニティー広場周辺の道路についても道路幅がかなり狭く、子供たちが安心安全に遊べるか、こういった部分での不安もございます。

ここで、私から和田河原地区の生活道路についての要旨明細での質問が3つございます。まず、1つ目ですが、コミュニティー広場周辺の道路拡幅と緊急車両などが入りやすくするための迂回路、こういったもの新設の予定時期。

そして、2つ目ですが、工事に伴い近隣住民への説明、また道路工事などに関係する地権者の説明、こちらがきちんと行われているのか。

それと、最後3つ目ですが、現状の狭い道路、また迂回路がない状況の中で災害などが起きた場合の対策。

こちらが私のご質問となります。答弁よろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 質問1、川東12区、和田河原地区の生活道路拡幅及び延長についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 質問事項1について答弁させていただきます。

要旨明細(1)、拡幅と迂回路の予定時期ですが、令和6年度に迂回路区間(延長約130メートル)の整備を、また令和7年度にコミュニティー広場付近の延長約120メートルの拡幅を予定しております。

次に、(2)、計画の説明ですが、本年11月までに地権者の方々に事業の説明の協力をお願いしたところです。今後も計画予定のある来年度から工事実施できるよう丁寧に説明していきたいと考えております。

次に、(3)、災害時の対策ですが、和田河原地区の周辺の道路は幅員が狭く、緊急車両の通行にも影響が出ており、また災害時の避難路として迂回路がない状況です。現状の対策としましては、大雨時、河川の濁りや水位の状況の監視を強化し、越水等による道路への浸水となる前に、早めの避難の協力をお願いしているところでございます。町といたしましても、災害避難水の確保のため早期に地区周辺の道路整備が完了できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございました。まず、1つ目の予定時期というところの中で、令和6年、令和7年というところで計画があるというところではあると思うのですが、こちらが、住民と地権者全員に説明会のようなものを開いたりとか、もしくは戸別訪問等で行っているのかというところを再度確認したいというところと、あとやはり災害時の対策というところなのですが、私も消防団をやっている中で、火災などが起きた場合、現状の消防活動の中ですとやはり一般車両で消防団が駆けつけてしまうというケースもございます。そうなってくると緊急車両が入れないなんていうケースがやはり出てきてしまうのではないかとこのところもありますので、この辺、どこが入れないのかとか、そういった場合、こっちから入れる、こっちから何か活動ができるというようなところというのは、把握はされてはいるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 再質問について答弁いたします。

住民説明につきましては、ここにつきましては、まず事業の初めに住民からの地元の要望がございまして、それに伴って事業を始めた経緯もありまして、大きく区間が延長が長いような整備区間ですと全員集めての説明会等はするのですが、個別に事業の進む測量のときに、こういった測量をする、境界立会いする等については、地元の方々にその時期によって説明をさせていただいているところです。

それから、2つ目の車両のところですが、ちょっと私のほうでも現場の緊急車両の通行、その辺も確認といいますか、もう一度しっかりしながら説明できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 ありがとうございます。まず、先ほどの緊急車両について入っていけない可能性が

あるというところで、であれば拡幅工事が必要だと思うのですが、迂回路などが優先順位ではないのかなというところも思ったりもします。やはり拡幅工事を行うに当たって、道路が工事中であると通行できなくなってしまうとか、逆に広げる工事がために狭くなってしまう、そういった状況もあるのではないのかなというふうには考えられますので、そういった優先順位のようなもの、こういったものはつけているかどうか、最後に確認したいと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 迂回路についての答弁をいたします。

先ほど申したとおり、令和6年、来年度迂回路を優先に整備をしていきたいという考えがあります。それから、住民の方が迂回路をできるような状況にしてから拡幅のコミュニティー前を整備したいと優先順位にしております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからもお話をさせていただきます。

和田河原の地区は様々な課題があります。私もこの立場になってから改善していきたいと思っている幾つかの課題がある地区です。一つは河川に近くて、2019年台風19号のときも心配しながら過ごした経験があったり、それから道路が狭いということと迂回路がなく、その中で家の密度が横瀬の中では結構高いところですので、地区の緊急時に車両が入れてちゃんと機動的に動けるようにということまでを考えると、まだまだやることあるかなというふうに考えています。まずはその令和6年、令和7年の道路の拡幅というのがあって、またその先、様々な地域の安全が向上するようなことというのは考えて図っていききたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 以上で2番、関貴志議員の一般質問を終了いたします。

---

○新井鼓次郎議長 次に、4番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

4番、向井芳文議員。

〔4番 向井芳文議員登壇〕

○4番 向井芳文議員 4番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、大枠で1つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。今回の質問は、ウェルビーイングの施策展開についてでございます。今年度は、第6次横瀬町総合振興計画後期基本計画策定の年であり、それに先立ち、本年3月定例会におきまして「ウェルビーイングについて～幸せ感じるまちづくり～」と題した一般質問をさせていただきました。その際も積極的に取り組んでいく旨のご答弁を町長よ

りいただいております。また、大畑課長より、「新たにウェルビーイングを図れるK P Iを7つの柱それぞれに設定できるように検討していきたいと考えております」とのご答弁もいただきました。現時点での第6次横瀬町総合振興計画後期基本計画へのウェルビーイングの反映はどのように考えているのかを教えてください。

また、一人一人のウェルビーイングの実現のためには、住民一人一人の声をしっかり聞き、その意図を理解し、実現していくことが重要であり、住民が参加する会議等において、それらを円滑にファシリテートしていく人、すなわちファシリテーターの存在が大変重要になると考えます。そして、そのファシリテーションのできる人が役場内だけでなく地域に増えていくことで、人と人とがより密に自然と関わり合いながら互いのウェルビーイングを実現していく町が形成されていくのではないかと考えます。このファシリテーターの育成については、ちょうど8年前の12月定例会より何度も質問してきてまいりましたが、現在の取組状況を教えてください。

壇上での質問は以上になります。ご答弁よろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 質問1、ウェルビーイングの施策展開についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細(1)についてでございますけれども、現在、第6次横瀬町総合振興計画の後期基本計画の策定作業を進めておりますが、策定作業を進めるに当たり、まず6月に策定方針を定め、その中でウェルビーイングの推進を掲げております。8月には町民1,000人を対象としたアンケート調査を実施し、前期基本計画に位置づけた施策の評価、後期基本計画に向けてのニーズとともにウェルビーイングをはかれる生活での実感などの質問について回答をいただきました。このアンケート調査の結果、そして6月から実施いたしました町の声を聴くプロジェクトで寄せられました町民の皆様の意見等を参考にし、役場各箇所での施策案の作り込みまでが終了しているところでございます。

また、7つの柱ごとに設定しておりますK P Iにつきましては、現在具体的な検討に入っておりますが、本年3月議会定例会におきまして向井議員からの一般質問に答弁させていただきましたが、7つの柱ごとにウェルビーイングを図れるK P Iも、この中で検討を始めたところでございます。今後、策定作業も最終段階になってまいりますが、第6次横瀬町総合振興計画の計画期間8年間の目標である「カラフルタウン」実現に向けて、ウェルビーイングを意識して策定してまいりたいと考えております。

続いて、要旨明細(2)についてでございますが、令和4年6月議会定例会におきまして同様の質問をいただいておりますので、それ以降の取組について答弁をさせていただきます。令和4年6月議会定例会の時点では、予定でありましたよこらば採択ナンバー113、哲学する町発信プロジェクトでは、哲学C a f e 898を2回開設し、町民、町役場職員など延べ39名の参加をいただき、哲学対話のファシリテーターを育成していただきました。また、よこらば採択ナンバー91、横瀬イノベーションや、よこらば採択ナンバー118、Open Town in Yokozoeなど、多くのよこらば採択プロジェクトをはじめ、昨年11月に設立いたしました、みんなでつくる日本一幸せな町横瀬協議会などで開催している様々なワークショップ、イベントにおいて、町内のお子様から高齢の方々まで幅広い層の方々に参加をいただき、フ

ファシリテーションとはどういうものなのか、ファシリテーターとはどんな役割なのかを、直接的ではないものの、感じていただいた機会にもなったのではないかなと考えております。

このように町民の皆様が興味を持って参加いただいている様々なイベント等において、ファシリテーションやファシリテーターというものに触れ、学ぶことができる機会が、徐々にではありますが増えてきているのではないかなと考えております。今後も議員のお話のように、町民一人一人の声をしっかり聞き、その意図を理解し、少しでも実現していくことが重要であると考えておりますので、そのことがウェルビーイングにつながるとも考えております。ファシリテーターの活用育成のみならず、これまでの広聴活動や今年度新たに実施した町の声を聴くプロジェクトなど、様々な機会を捉えて町民の皆様の声をお聞きしていきたいと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。まず、今計画は策定段階ということではあるのですが、もし具体的なものが、今の時点でこんなのを考えているというのがあれば教えていただきたいと思えます。

3月定例会におきましてそれぞれ具体的な提案をさせていただいております。そのときにお伝えはさせていただいているのですが、ちょっとしつこいようですが、もう一度簡単にまたお伝えしたいところですが、小中学校における幸福学の取組、これは既にやられているということで、ただこれをもっと充実させてほしいということをお願いをしたと思えます。ウェルビーイングをまたテーマにしたワークショップを授業に取り入れる等、これ1の柱です。「人づくり」のところ。ワークショップを授業に取り入れると学校教育におけるウェルビーイングの施策展開をいかがでしょうかということをお伝えしました。また、人づくりに関しましては、現在の指標でも審議会での女性委員の割合ですとか、地域子育て支援拠点事業の年間延べ利用者数なんていう辺りが、既にもうこの計画段階で入っておりますが、この辺りはそれに該当するのではないかなと思えました。

また、2の柱では保育所や児童館等での子育て支援におけるウェルビーイングの施策展開ということで、これは保育所とか児童館等でも、ぜひ早いうちからこのみんなでお互いの幸せを高めていこうというところを意識していくという意味でも、例えば4つの葉の四つ葉の「ありありなんやっ！」ありますけれども、ああいうのやってみるというのも幼稚園、保育所でも年長あたりだったらできるのではないかなと思っております。ここに関しましては、例えば2の柱で言えば、既にもう入っているものとしてもウォーキング関連事業の参加者数だったりとか、総合相談支援件数、地域包括支援センター、それから高齢者サロン設置箇所数、場合によっては人数も入れてもいいのかもしれないと思えます。また、総合福祉センターの年間の利用者数、それから介護予防事業の参加者数、この辺りもウェルビーイングのKPIとして既に成り立っているのではないかなと、私としては思っております。

また、地元住民の各種要望拾い上げというところでは、先ほどのファシリテーターのほうを進めていただくといいのかなと思えますので、それは引き続きというところなのですが、また3の柱に関しましては、ごめんなさい、この3の柱で地元住民の各種要望を拾い上げというのを前回の3月定例会で

申し上げました。

それから、4の柱のところでは、ウェルビーイングに取り組んでいる事業者を表彰する等、商工業事業者を巻き込んだウェルビーイングの施策展開だったりとか移住促進策としてのウェルビーイングの施策展開、これ既にあるK P Iとしてはよこらば関連の移住の件数というのはあるのですけれども、移住すればいいというわけではなく、移住した上で、いかにこの町が幸せに暮らせるかというところをしっかりとアピールしていくということが重要ではないかなと感じております。

また、5の柱では、「賑わいづくり中心地づくり」ですが、ウェルビーイングツアーだったりとかサプライズでの、いきなりのサプライズでのプロポーズの演出だったりとか、そういう告白とかをちょっと盛り立てたりとか、また誕生日もそうです。それから、観光振興におけるウェルビーイングの施策展開、これを併せてやるのもかなり有効的かなというのを申し上げました。5の柱のところでは、今、移住定住交流等推進拠点施設、A r e a 898の利用者数というのは指標にもう既に入っているのです。これなんかもウェルビーイング指標にもう既になっているのだらうなということを感じております。

また、6の柱、「景観環境づくり」ですが、ちょうど先ほどウォーターパークの話も出ておりましたが、ウェルビーイングを意識した公園づくりということをお願いさせていただきました。

また、7の「人の輪づくり」では、ファシリテーターの育成とかというのはこの(2)で申し上げていますが、アクティブシニア活動コーディネーター的なもの、退職後の人生を楽しく過ごすためにどうしたらよいかのアドバイスをする等の方の配置をするとか、若者の意見を取り入れたまちづくり、若者の意見の場をつくって、それをしっかり聞いてファシリテーターを入れてそれを実現していくと、そんなようなことを申し上げさせていただきましたが、この「人の輪づくり」のところの指標でも、ボランティア活動をしている人の割合だったりとか、よこぜまつり参加率だったり、町民文化祭参加率だったりとか、あとヨコゼ音楽祭の参加率、また年間スポーツイベントの参加者数、これは恐らく町民体育祭も含んでのことになると思うのですが、この辺りも既にこういったもうK P Iになっているのではないかなということも思うのですけれども、その辺りも踏まえまして、具体的に今決まっているものというのがあれば、こんなことを考えているというのが、ぜひ1つでも2つでもお聞きできたらなということを考えております。

今このウェルビーイングをいろいろ調べていくと、これは前にスマートシティとかの関係、コンパクトシティの質問もさせていただきましたが、かなり国も進めていますし県も進めている。この事業に関してもウェルビーイングの考え方をかなり取り入れているということでございます。今まではこの辺りはスマートシティプロジェクトはIoTセンサーや自動運転、ドローン、スマートビルディングなどのテクノロジー先行型がほとんどだったのですけれども、そうするとそこでついていけない方々だったりもいるわけで、そういった方々はウェルビーイングの観点からいったらウェルビーイングではない。そういったときに、そういう人たちもしっかり、何で「人にやさしいテクノロジー」とこの横瀬町がうたっているというのはそこなのだと思うのですけれども、それをしっかり住民に近づけていかなければいけないと。また、同じというかデジタル庁のほうの資料にも、見ると、今、人口減少の局面でございますので、人口増加のときは需要が供給に合わせる経済でいいと。例えば乗客がバス停が時刻表のバスを待てばいいし、雇用先の就業ルールに従業員が合わせればいいと。消費者が売っている店まで買いに行けばいいと。それが人口減少局面になると、供給が需要に合わせているということになるわけです。人も減ってきますし、

いろんな多様性の部分もあります。そして、それになると迎える車が乗客の都合に合わせて。従業員の暮らしに就業ルールが合わせると。商品が消費者の家に届けられると。これは、まさにこのデジタルを使って実現できることなのだろうなと思いますけれども、こういった国として進めている、県として進めているというこの将来像におきましても、やっぱりウェルビーイングの観点というのが大変重要になってきているのだなということを感じました。そして、このウェルビーイングの観点というのは、やはりどれにも共通することで、今までのこの指標は、各7つの柱ごとにこれも該当しているのではないかと。これは私の考えであって、解釈を変えていけば、全ての指標が恐らくウェルビーイングにつながるのです。そういうことになるのだと思うのです。なので、私としてはウェルビーイングを進めていくからこれをやろうというよりは、ウェルビーイングという考え方の下に全ての施策を進めていくというのが一番あるべき姿ではないかなと考えております。

そこで、次の質問なのですが、今の内容、この職員研修、先ほども出ていましたが、とかも含めて、やはりこのウェルビーイングというのはどういうものなのかと。それぞれの幸せを追求していくというのはどういうものなのかと。そして、なぜそれが必要で、それはどのようにしていったらいいのかということをしつかりとその職員研修的な部分でも皆さんで認識して進めていけば、結果として出てきた施策だったりとかいうものは、全てウェルビーイングにつながるのではないかなというふうに私は思っております。なので、ウェルビーイングの施策は、どういうことをしようということも大事な部分あるのですが、そもそもその部分にしつかりと研修等でそれを共有していただきたいと思います。それは役場庁舎内だけではなく、全体に向けて、町民に向けてもやっていただきたいと思いますと思いますが、こちらに関していかがでしょうかというのが2点目でございます。

また、ファシリテーターに関しましては、具体的にもう少し踏み込んで取り組んでほしいというのが本音でございます。例えばまちづくりファシリテーターとか地域づくりファシリテーター、またコミュニティづくりファシリテーターというような名称で、それぞれが目的を明確にして養成研修を実施している団体やそれを取り入れている自治体、鳥取県とかがあるようなのです。なので、なかなか他のファシリテーターをとするとやりにくいのですけれども、まちづくりファシリテーターだったりとか、そういうまちづくりをするのだよとか、まちづくり委員というのが昔あって、私もお世話になっていましたが、また地域づくりをしていくのだよとかコミュニティをつくっていくのだよということを確認に出して、それを進めていくという研修内容になっているので、これも1回で終わりとかではなく、8回ぐらいの研修があるので、大変ハードルは高いのですが、ただ逆にそれだけ充実しているので、声かけをして少しずつでもそういうまず事業をして、そこに参加していただくというのがこのファシリテーションの相手のことを気遣う、相手の立場に立って考えるという、その基本を理解するかなり一歩になるのではないかなと私は考えていますので、その辺りに関していかがでしょうかということをお願いします。

実際、このファシリテーターに関しての取組が、具体的にもっとしてほしいということと同時に、これまでのファシリテーターの質問を私この場で何度もしているのですが、実際にファシリテーターという感じの方が会議に参加しているケースは、正直言うとあまり見ていないのです。町民と語る会とかでもそういう感じでもないですし、まさに先ほど関根議員のご質問にありましたが、ウォーターパークの関係の開発でしっかり意見が聞き入れられていないのではないかと、そういう場所に行ったら意見はなかなか言えな

いよね。その意見を引き出すためにはファシリテーターが必要なのです。私1回目の会議に参加させていただきましたけれども、そういう感じではなかったもので、やはりその辺もしっかり意見を拾い上げて、中には会議とかとなると早く終わらせてくれというオーラがあったりとか、そういう雰囲気があったりとかありますけれども、でも何のためにやっているのだというところをしっかりと考えていただいて、そういう会議だったらやらなくても同じなので、しっかり時間を取ってでも、議論するためにある会議ですので、その辺りはもうしっかりと意見を拾い上げられるように、充実できるように取り入れていただきたいと思いますので、ちょっと長くなってしまいましたが、1つ目の質問としては、具体的に考えていること等がKPI等、またKPIだけでなく事業も含めてあればお願いします。

それから、2つ目に関しましては、ファシリテーターの育成というところで、具体的に先ほどのまちづくりファシリテーターとか地域づくりファシリテーターのように具体的なプログラムを持ち込んで、役場庁舎内の職員さんだけではなくて、例えば区長会さんだったりとか民生委員さんだったりとかまちづくりに関係している人だったり、もちろん私たち議員もそうですけれども、も対象に、また希望があれば一般の方も対象にという形で、具体的に行っていくということに関していかがでしょうかという、その2点をお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

まず、具体的なウェルビーイングの施策をどう位置づけていくかということでございます。その前に、KPIにつきましては、先ほどちょっとまとめさせていただいてしまったわけですが、ウェルビーイングの主観的な指標であるとか客観的な指標であるとかという部分もその中に混ぜていきたいなというふうに思っております。既存の今KPIがありますが、先ほど向井議員お話しのように、全ての施策というのはウェルビーイングにつながるのかなというところで、既存の今KPIの部分についてもウェルビーイングの客観的な指標として位置づけられるのかなというところで、今それも検討しているところであるというところであります。

その中で、具体的な施策というのは、先ほどもちょっと向井議員のほうからも提案がありましたけれども、その部分についてはある程度検討しているところでございます。それと、あと一番初めに言われました学校の中での幸福学の話というのもあったと思いますし、あと歩きたくなる町プロジェクトなんかもそうであるということ、あと移住促進の関係についての部分についてもそうということで、その辺については、ある程度案の中には入っているということが申し上げられるところかなというふうに思っております。

それとあと、2番目のまちづくりファシリテーター等の育成、講習、養成研修みたいな部分のできないかという質問でございますけれども、これは私もちょっと調べてみましたが、意外にお金もかかりますし、時間もかかるというところでございますので、この辺につきましては、この後情報収集等を図って、できるものかどうかということも含めて、対象も含めてですが、情報収集をしていきたいなというふうに思っております。ただ、先ほどもちょっと答弁の中で言わせていただきましたけれども、今回ウェルビーイ

ング、ファシリテートとかファシリテーションの直接的なものではないにしても、ワークショップ等でそういったことが学べたり感じられたりするということだんだん増えてきているなというところがありまして、この動きが、この流れがいい流れだなというふうに思っていて、町からということよりは、地域住民の方々あるいは民間の方々から自然発生的に出てくるということがいい流れだなというところで、もうしばらくこの様子も見ていきたいなという部分もございますので、そういったところから、それとあと今お話しのように養成研修といった部分についての情報収集もしながら、今後取組も考えていけたらなというふうに思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからも答弁させていただきたいと思います。

まず、向井議員におかれましては、ウェルビーイングに大変ご理解をいただいております。大変勇気づけられるような思いもしています。

さて、このウェルビーイングなのですが、これはとても大事でして、住民の皆さんのウェルビーイングをつくっていききたい、高めていききたい、それを行政運営に反映させたいという思いがあります。しかし、行政運営に反映させるというところで、なかなか難しい面もございます。一つは、まず言葉が分かりづらいという部分です。ウェルビーイングという横文字であるということが、まずは最初のハードルになってしまう。当町においては昨年3月、私はその人らしく幸せに生きている状態をウェルビーイングとしますということで、定義づけというのですか、はさせていただきます、その人らしく幸せに生きている状態を目指すということにはなっていて、住民の皆さんには上手にそこを説明し、浸透していければなというふうに思っています。

そういう中で、先ほど課長のほうからいい流れという話がありましたが、自分もそう思っています。1年前よりもかなり進捗はしたかなと思っています。これは、ひとえに役場もそうなのですが、民間の皆さんの動きが活発になってきたという部分が、民間というか民間の皆さんとのみんなで作る日本一幸せな町横瀬協議会ができて、活動を始めて、ワークショップをやったりとかいろんな人の巻き込みを始めているというのが一つ、それから地域おこし協力隊で昨年度着任した近藤さんが個人でウェルビーイングの担当として活動を始めていて、地域内のいろんな人たちとつながり出しているというのが2つです。があるのは、1年前とはかなり状況が変わってきているなというふうに思っています。

そういう中で、これをどうでは落としていくかというのを今みんなでもんでいるところです。向井議員もご指摘いただいたのですが、今あるKPIの中にもそのままウェルビーイングだなと思うものもあるし、そもそもで考えると、当町が目指すのは多様な幸せが花開く「カラフルタウン」なのです。だから、ウェルビーイングという言葉が日本の、少なくともデジタル庁とかで使われ出すよりも前に、当町では多様な幸せが花開くというのを掲げていますので、結果的にはこれはほとんどウェルビーイングと同義だと思っています。ほとんどというか一緒だと思っていて、したがって、と考えると、今この前期にあるKPIの手法も、濃淡はあれど皆ウェルビーイングに関係するし、ウェルビーイング指標とは言えるというふうに自分は解釈しています。しかし、それだけで十分かという後期は多分十分ではなくて、そのために1,000人

アンケートを取って皆さんの声も拾っているのですけれども、もう一つは、客観的なという部分です。今あるKPIは客観的なのです。もう一つは、ウェルビーイングは、当然主観的な要素があるので、主観的に幸せが実感できるというところが非常に大事です。これこそまさに政策に落としていくのが難しいというところなのですが、考え方としては、次の総合振興計画には客観的指標プラス主観をどうこの中に埋め込むとか融合させていくとか並立させるとか、そこが少し悩みどころかなというふうに思っています。いずれにせよ、客観的な指標プラスアルファを今は私たちは考えているということです。

その中で、具体的な施策としては、今のは総合振興計画の話で、この後の4年間の計画です。これはこれ、その一步となる来期、下期のスタートの令和6年度の予算編成に今かかっているところです。その中には横瀬町らしいウェルビーイングに関する取組は何がしか入れたいというふうに思っています。当然その何がしかという中には、向井議員が先ほど挙げていただいたようなことも含めて、何がしかは入れていきたいなど。横瀬らしいウェルビーイングの取組をつくっていききたいなというふうに思っています。

それと、先ほどお話しいただいた中で、やっぱり耳が痛いところがあって、会議での対話が少ないという部分です。特に町民の皆さんを入れた会議で、聞いていただくことが多くて、質問を聞いてもなかなか出てこないことが多くて、だからそこはもしかすると誰かファシリテーターみたいな方がいて、発言を促していただくとか、対話をつくっていくというのですか、が促進されたらそれはいいかなというふうに思っています。これは、一つ課題かなというふうに改めて今も認識していて、職員の研修もそうですが、広く住民の皆さんと対話をする、その形をつくるというところは、また先々いろいろ考えていきたいなというふうに思っています。今年度、町の声を聴くプロジェクトをやって実感したところでもあり、町の声聴くを後期計画の策定年度だからやったわけなのですけれども、同じ細かさでできるかどうかというところはありますが、この取組は今年だけではなくて、今後も継続をしていきたいなというふうに今は考えています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。心強いご答弁ありがとうございます。

まず、1つ目はちょっと確認を含めてなのですが、今主観的、客観的というお話が出ました。国の資料等を見てもかなり具体的なものも主観的、客観的と分けて載っているのですが、主観的というのは幸せと感じているかどうかとか、そういうものだと思うのですが、アンケート等でも行っていると思うのですが、そういったのを入れていく、具体的にKPIに入れるということも考えていらっしゃるということではないかが1点目と、2点目が、これはファシリテーターに関してなのですが、確かに予算面等あるのです。ただ、これは横瀬町に限らず、やっぱりこの地域全体で必要なものだというので私参加させていただいております。黒澤議員とか関議員とか森沢議員と一緒に参加させていただいております政策提言ミーティングをする市民自治プラットフォームというのがあるのですが、ちょうどこの間よこらぼのときに一緒に賞をいただいているのですが、そちらでもこれはかなり問題提起として出まして、各町で無理であれば、予算的にも厳しければ広域で取り組んでもいいような内容なのではないかというところに話がそこでもなりましたので、その辺りも含めご検討いただきたいということで、再度ご答弁をいただきたいというの

がもう一点。

そして、教育長マスクをつけてしまいました。先ほど1回外して目が合ったのですけれども、ぜひこのウェルビーイングというのは、普通に聞くとそれはそれぞれの幸せは大事だよねというところで誰もが納得するのです。ただ一方で、先ほど人口減少局面というお話を申し上げましたが、供給が需要に合わせる経済、そして先ほどの多様な幸せが花開く町、これ全てにおいてそれぞれの幸せ、それぞれという多様であり、それぞれなのです。それぞれの幸せが同時に成り立つとはすごく難しく、例えばこれ町民体育祭に参加する人がいっぱい増えたと。これが3,000人になったと。ああよかった、幸せだと思うかもしれないのですけれども、声かからなかった人は逆なのです。あれっ、何で自分声かからなかったのだろう。実際にいらっしゃるのです。どうしてもそのシステムがそうになってしまう部分があるのですが、あれっ、何か来るとして待っていたのに話が来なかったのだよねという声もあったりするので、そういったところも含めて、やはりウェルビーイングというのを突き詰めていくと、ただそれぞれの幸せだけではなく、それを一緒に実現していこうということは、お互いのことを気づかなければいけないし、お互いの立場に立って考えなければいけないと。

そして、そこで重要になってくるのは、やっぱり教育の現場かなということをおもっておりまして、具体的に四つ葉のとかというお話もあるのですが、これは道徳の授業だったりそういったことにもつながってくるのですが、やはりウェルビーイングというのがこれからは必要なのではないかと。それを子供たち自ら考えさせて、では何で必要なのだろうねと。では、どうしていったらいいのだろうねという機会をしっかりと対話をして、グループディスカッションだったりで発表すると、そういう場をしっかりと設けていていただきたいなということを思います。また、ある例ですが、横瀬小学校に関しても一部ではそうになっているかと思いますが、ある小鹿野の小学校では、廊下に全員のウェルビーイングの四つ葉が貼ってあるのです。これは先生も校長先生まで貼ってあります。本当にすばらしいなというふうに思いました。それはある一つの取組ではあるのですが、かなりの一歩だと思えます。やはりそれを意識するというのも大事でございますので、しっかりと教育という現場でも取り入れていていただきたいなという部分、教育長、いかがでしょうかという、3つをお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、向井議員さんの再々質問ということで、教育の現場での子供たちにも自ら考えさせるとかというようなお話もいただきましたけれども、ウェルビーイングの施策について少し触れさせていただきたいというふうに思います。

1つは、幸福学という部分で横瀬町はもう従来からやっておりますので、この部分は実はもう授業にしっかりと落とし込んでいると。先生方も実施ができるというような状況になっています。ここは非常に強みだというふうに思っていますので、さらに今後ということ言うと、それを少しやっぱり充実させていきたいというふうには考えております。幸いなことに、幸福学で学習したその4つの因子というのが、先ほどの四つ葉のクローバーという例でお話をいただいておりますけれども、そういう因子の部分を補完していただくような書籍等も今出ております。そういったものを、例えば授業実施後の5年生の教室に数冊置

いて、そして興味のある子はそれを読んだりすることができるということで、より深く学べるというふうな環境づくりをしてまいりたいというふうには思っているところでございます。

また、先ほどから出ておりますようなウェルビーイングのこの施策というのを学校教育の中でというふうなことなのですけれども、具体的なものとしては、今の幸福学もそうですけれども、それを含めた人権感覚育成プログラムという、これは前にもご答弁させていただいておりますけれども、こういったものの中に自己肯定感を高めることをはじめとした4つの因子を高めるような活動、随分多く入っております。そういったものや、あるいは夢の教室、ユメセンといった授業も今後も継続してやっていくというふうなことが授業としては入ってくるかと思えます。さらに、議員もおっしゃっているようなウェルビーイングの精神を取り入れたというふうなことと言うと、日々の授業一つ一つが、まさに一人一人を生かすとか、そういったことではウェルビーイングにつながっていくようにしていくということが必要なというふうには思っておりますので、そういった部分で学校にも話をしてみたいというふうには思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから残りの質問を答えたいと思います。

まず、主観指標をKPIに入れるかどうかということです。一応今のところは入れる方向で考えています。まだ確定ではないのですが、イメージはアンケートで取った項目です。例えば防災防犯面に不安はないとか、不安がないということは、これは主観なので、最後はアンケートを取って4年後に確認するしかできないのだと思うのですけれども、ということだったり、あるいは心身の状態を健康であると感じているということだったり、そういったところも後期のほうには少し入れていくことは今は考えています。これが1つです。

それと、広域でという話です。あと、ファシリテーターをといるところも含めてなのですが、今、向井議員のご質問を聞いて思ったのですけれども、目指すところは一緒だと思っています。向井議員が進めたいウェルビーイングの形は、非常に私もイメージするところと同じなのですが、その進め方、方法論のところでは、そこでやっぱり気になりますのが、消化不良にならないようにというところをすごく気にしています。なかなかウェルビーイング自体が住民の浸透もまだまだだと思われ、横文字だし、ファシリテーターもそうなのですけれども、それをあまり押すと、もしかすると長い目で見ると効果的にはどうかというところもあるかなというところを気にしています。なので、その辺は消化不良にならずに、しかししっかりと皆さんに少しずつ浸透していくというようなスピード感をイメージしながら進めていきたいというふうには思っています。

その中で、広域とどう考えるかです。もちろんこれも同じで、最後は広域でできたらいいなと自分も思います。しかし、広域で一緒にやるにはまだまだかなとも一方で思います。例えば「ほっとハグくむ…ママサロン」というのは横瀬で始めて広域でやりました。ああいう形なのかなと思うのです。だから、横瀬で小さく始めて、実践していいなと見てもらって広げるというようなステップは、やはり必要になるのではないかなと今は考えています。いずれにせよ、これはとても大事なところなので、しっかり進めていき

たいというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 以上で4番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時14分

## 令和5年第7回横瀬町議会定例会 第2日

令和5年12月8日（金曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

- 1、議案第46号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第47号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第48号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第49号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第50号 横瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第51号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第52号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第53号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第54号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第55号 工事請負変更契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、発議第2号 横瀬町議会改革特別委員会の設置についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、横瀬町議会改革特別委員会委員の選任
- 1、横瀬町議会改革特別委員会正副委員長の互選
- 1、閉会中の継続審査の申出
- 1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長				
設	樂	政	夫	教	育	長	小	泉	照	雄	総	務	課	長		
大	畑	忠	雄	ま	ち	経	工	藤	学	税	務	会	計	兼	計	者
				課	長					課	長	管	理			
平	沼	宏	一	町	民	課	長	平	沼	朋	子	福	祉	介	護	長
												課	長			
守	屋	則	子	健	育	康	町	田	勝	一	振	興	課	長		
				子	課	長										
小	泉	達	美	建	設	課	町	田	一	生	教	育	次	長		
逸	見	和	秀	教	育	担										
				課	長											

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	局	長	渡	辺		岬	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第1、議案第46号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第46号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 議案第46号の細部説明をいたします。

事前にお配りいたしました資料、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、規定の整備をするものです。

個人番号、マイナンバーの利用は、法律に定められた事務に限定されておりますが、地方公共団体、市町村等が利用する場合は、独自利用として条例で定めることで情報連携することができます。今回、マイナンバー法の改正によりマイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、福祉医療費の支給事務の際に個人番号による保険情報等の連携が必要となることから改正をするものです。

今回の改正により、これまでの福祉医療費の支給申請の際の保険証や各証明書等の提示が不要となるため、住民の方の利便性の向上が図れるものと考えております。

具体的な改正の内容ですが、別表第1で条例に定める事務として、こども医療費支給に係る事務と重度

心身障害者医療費支給に係る事務を追加し、別表第2で医療費支給に係る情報連携するそれぞれの情報の内容を規定しております。

この条例の施行は公布の日からとなります。

以上で議案第46号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第46号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 総員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第2、議案第47号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第47号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔工藤 学税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 それでは、議案第47号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

説明の資料としまして、お手元に議案第47号の資料1、新旧対照表と、資料の2、改正の概要をお配り

しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。国会におきまして健康保険法等の一部を改正する法律が可決されたことに伴い地方税法等の一部が改正され、国民健康保険税について、産前産後における所得割額及び均等割額を軽減する制度が新たに創設されましたので、これに合わせて横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、産前及び産後における国民健康保険税を減額する措置を新たに創設するもので、新たに条文を2か所加えるものとなります。

まず、1つ目でございますが、第21条に第21条第3項を新たに加えるものになります。内容としましては、国民健康保険に加入をしております世帯員の中で出産予定、または出産をした方の分の税額分について、産前産後における所得割額及び均等割額を軽減する規定を設けるものでございます。具体的には、出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月間の国民健康保険税を減額するものでございます。

なお、双子など2人以上の胎児を同時に妊娠された多胎妊娠の場合には、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間が減額の期間となります。

続きまして、改正の2つ目としまして、第22条の2の次に第22条の3を新たに加えるものになります。内容としましては、この減額を受ける際の届出書に記載をいただく内容、添付をいただく書類等についての規定と、出産予定日の6か月前からこの届出ができることなどでございます。

最後に、附則でございますが、令和6年1月1日からの施行予定となっております。

以上で議案第47号の説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第47号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第3、議案第48号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第48号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 議案第48号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法でございますが、こちらの中におきまして、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、以下「認定こども園法」と言いますが、この認定こども園法の改正によりまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいものでございます。

次に、条例改正の内容について説明させていただきます。1ページを御覧ください。第15条第1項第2号は、認定こども園法第3条第11項が繰り上げられたことにより、条例で引用する字句、「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものでございます。次の同項第4号は、保育所の取扱方針の基準を定めるもので、こども家庭庁への事務移管により「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

2ページを御覧ください。中段になります。第35条第3項は特別利用保育の基準について、第6条第2項の規定を適用する場合の読み替え規定でございます。同項第2号の前の同号は第19条第1号を指し、同項第2号は第19条第2号を指すため、「同項第2号」を「同条第2号」に字句の補正をするものでございます。

3ページにかけてになります。第36条第3項は特別利用教育の基準について、第6条第2項の規定を適用する場合の読み替え規定におきまして、特定教育・保育施設の読み替えを明確にするための規定を追加するものでございます。

第44条は、特定地域型保育の取扱方針については、保育所の取扱方針に準ずる規定とするため、第15条第1項第4号と同様に、こども家庭庁への事務移管により「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

附則は、この条例の施行日を公布の日から規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第48号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第4、議案第49号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第49号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 議案第49号の細部説明を申し上げます。

お配りしております新旧対照表と併せて御覧いただければと思います。まず、改正の趣旨でございますが、令和4年12月16日に公布された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に基づくものでございます。これによりこれまで対象外だった介護保険施設等が障害福祉サービスの居住地特例の対象となり、所在地市町村に財政負担が集中することがなくなるものです。重度心身障害者医療費についても、障害福祉サービスの援護地と一致されることが合理的であることから条例改正をするものでございます。

今回の改正は2点でございます。まず1点目は、居住地特例の改正に伴う規定の追加でございます。従来の居住地特例では、施設入所者のうち障害者支援施設等に入所する障がい者のみ居住地特例の対象となっていました。この改正により介護保険施設等に入所している障がい者についても居住地特例の対象として追加するものでございます。

詳細でございますが、第3条第1項第1号のイ及びウでは、横瀬町に住所を有する者のうち、他の市町村から援護を受け介護保険施設等に入所または入居している方は、本町の重度医療の支給対象外とするものです。

また、同条第3号では、他の市町村に住所を有する者のうち横瀬町から援護を受けて介護保険施設等に入所または入居している方につきましては、本町の支給対象とするものでございます。

第4号につきましては、横瀬町が養護老人ホームに措置入所を委託している方についても本町の支給対象外とするものです。

2点目でございますが、第3条第2項に他の医療機関を受けている場合は対象外とする旨を追加するものでございます。横瀬町または他の市町村等からこども医療、ひとり親家庭医療等の医療費助成を受けている方については、他方優先の原則から重度心身障害者医療費助成の対象外とするものです。既に行われている運用ではございますが、根拠として提示できるよう明記するものでございます。

なお、附則については、条例の施行日及び経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第49号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第5、議案第50号 横瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第50号 横瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。道路占用料の減免等に係る規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 議案第50号 横瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

説明の資料といたしまして、お手元にお配りしております議案第50号資料の新旧対照表を御覧ください。今回の条例の一部改正は、法令等に則し道路占用料の減免等に係る規定を整備するものです。新旧対照表の1ページ、第4条第5号の改正ですが、現行の道路法施行令に則し、旧地方鉄道法を鉄道事業法等に改正するものです。

次に、第4条第8号及び第9号ですが、新たに規定するものでございます。第8号は、「公職選挙法による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件」を法令に則し追加するものです。

次の第9号は、「ガス、電気、電話、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管」の追加で、これはこれまで給水装置の占用申請者が秩父広域市町村圏組合であったものを、今後個人の申請として引き続き減免の対象とするよう同組合から依頼があったことを受け改正するものです。

次の第10号は、第8号と第9号を追加したことによる号ずれを整理するものです。

次の資料の6ページ、7ページを御覧ください。第3条の別表となりますが、下線の語句について、引用条項の追記とずれを整理するものです。

なお、この条例は公布の日から施行となります。

以上で議案第50号の説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第50号 横瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第6、議案第51号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第51号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,677万3,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,042万5,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時43分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 2点ほどあります。19ページ、商工費の関係で、地域活性化対策事業、秩父はんじょう博補助金についてです。随分久しぶりにはんじょう博という名前が今出てきておりますが、この費用の13万4,000円ということですが、これは町として何か特別ブースを出すとか、そういうことがあるのか。あとは、開催時期がもし分かっていたら教えていただければと思います。

もう一点、21ページ、教育費の関係です。町民グラウンド管理運営事業の施設設備等修繕料26万4,000円ということですが、どの辺の部分の修繕なのか。私、過去に一般質問でグラウンドの金網などが大分損傷しているので修繕したらいかがですかというようなことを聞いていますので、全面的割には金額がちょっと安い、どの辺ののかなという、防球ネットということですが、どの部分なのか分かれば教えていただ

ければと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

はんじょう博でございますけれども、5年ぶりの開催ということになりました。今回につきましては、総予算額が400万円ということで、その内訳なのですけれども、秩父市と横瀬町分で3分の1を負担するというので、その商工会議所会員数が横瀬町は約1割ということで、10分の1になりますので13万4,000円の計上となりました。

開催日時ですが、令和6年1月27日、28日、両日10時から16時の予定でございます。場所につきましては、ユニクス秩父北側駐車場でございます。今のところ町としてのブースはまだ未定でございます。内容につきましては、商工業者による事業のPR、物産品や食品等の展示販売、飲食コーナー、子供向けイベント等を予定してございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 教育次長。

○町田一生教育次長 それでは、グラウンドの施設整備等の修繕料のほうなのですが、場所につきましては、下の人工芝グラウンドの西側、倉庫があるところのグラウンドとの境にグリーンネットがございます。そちらのほう12平米ぐらいの修繕という形になっております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。まず、はんじょう博のほうですが、5年ぶりで、1月の下旬、なかなか寒い時期にやるなというのが今率直な感想ですが、地域の商工会議所ということで、いろんな関係者がいます。横瀬も10分の1ですが、会員がいますので、この会場にいらっしゃる議員の皆さんは、ぜひまたそのときには足を運んでいただいて、地域の商工が頑張っているというのも、また皆さんで共有できればいいなと思っております。

もう一点、グラウンドの関係ですが、比較的新しいネットだったはずなので、どうかという部分と、安心・安全メールで1回流れたときに、ちょっと不審者がというようなことがありました。その関係かなと今思ったのですが、今後の対策とかネットが修繕費、今回のこの修繕費というのは、完全に町の持ち出しの金額になっているのか保険適用されているものなのかとか、その辺がもし方針が決まっていれば教えていただければと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

こちらのグリーンネットにつきましては、去る11月の1日の日に安心・安全メールで出たと思うのですが、夕方の6時半頃に火災が起きております。放火による火災の損傷という形になって、当事者の方も特定ができております。したがって、こちらにつきましては、一旦町のほうで修繕をするのですが、全

額補償の段取りはつけておりますので、ご理解いただけたらと思います。

なお、今後の対策ということなのですが、もちろんいろいろ指導していく中で注意等をしていきながら今後もやっていくと同時に、先ほど議員さんがおっしゃっていましたが全体的なネットの修繕等も含めまして、今後また全体的なものを見ていけたらと考えております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。何となく事情は分かりました。グラウンドのあそこにはたしか防犯カメラとかは設置がされていなかったのではないかなと思いますので、今後同じようなことが、十数年前にもやっぱり同じようなことが起きたということを近所の方から聞いたりもしたので、安心安全を高めるために防犯カメラというのを町として考えていただければと思います。その辺の予算計上は、来年3月議会でもし出てくるようであれば、それは好ましいことかなと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 防犯カメラ等ということですので、予算計上するかどうかも含めまして十分検討してまいりたいと思います。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 3点ほど質問させていただきたいと思います。1点目が13ページの交通政策推進事業の地域乗合バス路線確保対策費補助金というところで、修繕等という話だったのですが、この詳しい内容をお聞きしたいです。

それから、次が17ページ、一番下なのですが、がん検診事業ということで、キャッシュレス決済手数料ということで、私もこれPay Payを導入してくれたらありがたいということをお願いしていた身としては大変ありがたいのですが、全体に対するキャッシュレス決済の比率、分かる範囲で、何%ぐらいのキャッシュレス決済になっているかというのをお願いします。

それから、あと20ページなのですが、横小管理運営事業で、電気料高騰で計上されていますが、中学校のほうは計上はないのですが、この辺りを詳しく教えていただければです。よろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私から交通政策推進事業のバスの車両修繕の話でございますが、バスと事務所をつなぐ位置情報等のシステムの改修というふうに聞いております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問でございますが、キャッシュレス決済、Pay Payになります。こちらのほうが約20.4%になります。検診を受検した方のうちの20.4%の方がキャッシュレス決済を

利用されています。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 教育次長。

○町田一生教育次長 横瀬中学校の電気料につきまして、今回の補正予算を計上するに当たりまして、今年度の4月からの電気使用料、そちらのほうを全て確認を取りました。その中で、中学校のほうについては、節電をしたという形なのか使用料がさほど増えていなかった関係で、当初の予算の範囲内で何とかかなりそうだとということで、今回は計上しておりません。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。最後の電気料の関係なのですが、節電してかなり節約できたすばらしいことなのですが、逆に小学校はこれだけかかる。かかるものはかかるで、無理な節電をして子供たちに影響が出てしまうのもよくないので、かかるものはかかるでしようがないのだと思うのですが、結構な額いつているので、この辺りというのは、逆に小学校がなぜこれだけ上がってしまったかというのは、単純に電気料の高騰だけのことなのですか。何かその他こういう機材が入ってかかってしまったとか、または体育館でちょっとやるいろいろ授業が多くて、そこで例えば熱のヒーターを使ったのとか、そんなような、ただ電気料の高騰だけではない理由等、何かもし把握されているものがあればお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 小学校のほうで一応私どもで把握している内容につきましては、新校舎につきまして24時間換気システムというものがございます。当初から電気料の高騰は考えずに、その24時間換気をすることによって感染症対策とかそういうものに大分効果があるということで、夜間まで含めた形で24時間換気で運用しておりました。ですが、ちょっとコロナも落ち着いた形の中で電気料高騰というところで、そこら辺を削減をしていくということが、多少なりとも削減になるのかなということで途中からはしたのですけれども、ちょっとそこら辺の影響が出ていたのかなというふうには感じております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

ないようですので、他に質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 14から15ページにかけての電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金が今回1世帯当たり7万円ということでありまして、この対象者と人数を分かる範囲で教えていただければと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町民課長。

○平沼宏一町民課長 それでは、今のご質問にお答えします。

今回対象としている世帯数は750世帯を想定しております。前回の3万円の給付のときが699世帯でしたので、ちょっと余裕を持たせて、今度基準日が変わったりしますので、あと転入出があったりしますので、ちょっと余裕を持たせて750世帯で予算化させていただいております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第51号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時13分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

---

◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第7、議案第52号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第52号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,292万

4,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,578万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣いまして休憩して担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第52号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第8、議案第53号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第53号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万1,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,820万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時22分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第53号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第9、議案第54号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第54号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,362万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して担当課長の細部説明を求めます。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第54号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第10、議案第55号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第55号 工事請負変更契約の締結についてであります。横瀬小学校外構、第1校舎改修、特別教室棟解体工事の請負変更契約を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第55号 工事請負変更契約の締結についての細部説明を申し上げます。

工事名は、横瀬小学校外構、第1校舎改修、特別教室棟解体工事でございます。この請負契約は、令和5年6月の定例議会におきまして議決いただいたものでございますが、このたび外構工事のうちアスファルト舗装の増嵩等に伴い請負金額に変更が生じたことから、本案を提出するものでございます。

請負金額でございますが、現契約の1億4,520万円から182万500円を増額し、1億4,702万500円に変更するものでございます。

なお、請負者につきましては変更ございません。

以上で説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 増額の要件は分かりましたけれども、これもう一度改めて、外構と第1校舎改修と特別校舎解体の個々の費用の額を教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育担当課長。

○逸見和秀教育担当課長 今回の工事でございますが、横瀬小学校の外構工事、それから第1校舎の改修、それから特別教室棟の解体の3つを合わせた工事になっておりますが、それぞれの金額について今細かい数字を持っていませんので、後刻報告させていただければと思います。

〔「ちょっと聞こえない」と言う人あり〕

○逸見和秀教育担当課長 細かいそれぞれの工事の金額につきましては、今手元に持ってございませんので、後刻報告させていただければと思います。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 それは了承しました。では、後でお願いします。

特別教室の解体後の跡地についてはどういうふうな考えがあるのでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

教育担当課長。

○逸見和秀教育担当課長 特別教室棟の跡地でございますが、今現在、学校の畑、各学年ごとに利用する畑として今整備しているところでございます。各学年ごとに6か所の畑ということで今整備しております。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第55号 工事請負変更契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

---

◇

◎日程の追加

○新井鼓次郎議長 ただいま5番、黒澤克久議員から、発議第2号 横瀬町議会改革特別委員会の設置についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、発議第2号 横瀬町議会改革特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

---

◇

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 追加日程第1、発議第2号 横瀬町議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 ただいま上程いただきました発議第2号の提出者として発言させていただきます。

提案理由としましては、全国的にも地方議会議員選挙の投票率が低下し、無投票当選が増えているように、議会に対する住民の関心が低下しております。人口減少、高齢化とも相まって議員の成り手不足が深刻化しています。我が町においても3期連続無投票当選という結果になっております。そうしたことを踏まえ、将来の議会運営の在り方や幅広い人材確保ができるような方策の調査検討並びに審査等を行うため、横瀬町委員会条例第6条の規定に基づく特別委員会を設置したいので、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、名称は横瀬町議会改革特別委員会、委員定数は8人、目的は横瀬町議会の改革全般に関する調査検討並びに審査等です。設置期間は、調査検討並びに審査等が終了するまでとし、閉会中も審査できるという内容でございます。

ぜひ皆様のご賛同をいただきまして、特別委員会の設置についてのご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○新井鼓次郎議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、提案されました発議第2号につきまして賛成者として一言発言をさせていただきます。

当横瀬町議会は、議会と執行部が二代表制の一翼を担う議会としても大変重要な位置を示していると思います。その中におきまして、執行機関と相互に抑制、均衡を図りながら、町民の福祉の増進のために重要な意思決定機関としてその使命を果たしてきました。しかしながら、人口減少あるいは政治への関心の低下、これからデジタル化などいろいろと地方自治をめぐる課題は日々変化をしております。私自身45年の経験を持ちながら、多様なニーズが変化をしてきたという経験もしております。その中で、先ほども提出者から発言がありましたように、議会改革特別委員会の設置については大変重要なことと思います。これからの横瀬町の将来に向けての礎づくりが非常に問われている、こんな昨今だというふうにも思います。これから議会の議員の人材確保やDXの推進など多くの課題に対応するためには、これからの議会を活性化していかなければならない、そのように考えております。そういう中におきまして、先ほど説明がありましたように、議会改革特別委員会の設置が必要だというふうに私自身も考えております。

議員各位のご賛同をいただきまして、この特別委員会が設置されるようご協力をお願いし、賛成者の発言といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○新井鼓次郎議長 賛成者の発言を終わります。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第2号 横瀬町議会改革特別委員会の設置については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○新井鼓次郎議長 お諮りいたします。

ただいま発議第2号 横瀬町議会改革特別委員会の設置についてを議決していただきましたので、横瀬町議会改革特別委員会委員の選任について、横瀬町議会改革特別委員会の正副委員長の互選についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、横瀬町議会改革特別委員会委員の選任について、追加日程第3、横瀬町議会改革特別委員会の正副委員長の互選についてをそれぞれ日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。



◎横瀬町議会改革特別委員会委員の選任

○新井鼓次郎議長 続きまして、追加日程第2、横瀬町議会改革特別委員会委員の選任についてを議題いたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

つきましては、事務局長立会いの下に、副議長と相談の上選考し、ご指名申し上げます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

横瀬町議会改革特別委員会委員については、議長よりご指名申し上げます。

事務局より発表いたします。

事務局長。

○加藤 勉事務局長 それでは、発表いたします。

2番 関 貴 志 議員 3番 町 田 多 議員

4番 向 井 芳 文 議員 5番 黒 澤 克 久 議員

6番 宮 原 みさ子 議員 9番 若 林 想一郎 議員

10番 関 根 修 議員 12番 若 林 清 平 議員

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおり横瀬町議会改革特別委員会委員を決定したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、横瀬町議会改革特別委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。



◎横瀬町議会改革特別委員会正副委員長の互選

○新井鼓次郎議長 追加日程第3、横瀬町議会改革特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づき、委員会において委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、議員控室においてご相談していただきたいと思えます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時48分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

横瀬町議会改革特別委員会委員長並びに副委員長の互選の結果について、事務局長より発表いたします。

○加藤 勉事務局長 それでは、発表いたします。

横瀬町議会改革特別委員会委員長 黒 澤 克 久 議員

副委員長 関 根 修 議員

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおりご了承いただきたいと思います。



◎閉会中の継続審査の申出

○新井鼓次郎議長　ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長　異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいします。

---

○新井鼓次郎議長　ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長　異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○新井鼓次郎議長　以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和5年第7回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午前11時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 新 井 鼓 次 郎

副 議 長 向 井 芳 文

署 名 議 員 森 沢 望 美

署 名 議 員 関 貴 志

署 名 議 員 若 林 清 平